

平成31年涌谷町議会定例会3月会議（第3日）

平成31年3月11日（月曜日）

議事日程（第3号）

1. 開 議

1. 会議録署名議員の追加指名告

1. 議案第11号 涌谷町地方活性化向上地域等における固定資産税の不均一課税に関する条例

1. 議案第12号 涌谷町職員の自己啓発等休業に関する条例及び涌谷町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

1. 議案第13号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

1. 議案第14号 涌谷町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

1. 議案第15号 涌谷町敬老祝い金支給条例の一部を訴えの提起について

1. 議案第16号 涌谷町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術者管理者の資格基準を定める条例の一部を改正する条例

1. 議案第17号 涌谷町国民健康保険病院事業の設置に関する条例の一部を改正する条例

1. 議案第18号 町道路線の廃止及び認定について

1. 議案第19号 大崎地域広域行政事務組合規約の変更について

1. 議案第20号 涌谷町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

1. 議案第21号 涌谷町議会傍聴規則の一部を改正する規則

1. 議案第22号 平成30年度涌谷町一般会計補正予算（第7号）

1. 延会について

1. 延 会

午前10時開会

出席議員（12名）

1番	竹中弘光君	2番	佐々木敏雄君
3番	佐々木みさ子君	4番	稲葉定君
5番	大友啓一君	6番	只野順君
7番	後藤洋一君	9番	杉浦謙一君
10番	門田善則君	11番	大泉治君
12番	鈴木英雅君	13番	遠藤积雄君

欠席議員（1名）

8番	久勉君
----	-----

説明のため出席した者の職氏名

町長	大橋信夫君	総務課長 参事兼課長	渡辺信明君
企画財政課参事	今野博行君	まちづくり推進課長	小野伸二君
まちづくり推進課 企業立地推進室長	大崎俊一君	税務課長	熊谷健一君
町民生活課長	高橋由香子君	町民医療福祉センター長	大友和夫君
町民医療福祉センター 総務管理課 参事兼課長	浅野孝典君	町民医療福祉センター 福祉課長	牛渡俊元君
町民医療福祉センター 子育て支援室長	木村智香子君	町民医療福祉センター 健康課長	紺野哲君
農林振興課 参事兼課長	遠藤栄夫君	建設課長	佐々木竹彦君
上下水道課長	平茂和君	会計管理者心得 兼会計課長	木村敬君
農業委員会会長	畑岡茂君	農業委員会 事務局長	瀬川晃君
教育委員会教育長	佐々木一彦君	教育総務課長 兼給食センター所長	熱海潤君
生涯学習課 参事兼課長	達曾部義美君	代表監査委員	遠藤要之助君

事務局職員出席者

事務局長	高橋貢	総務班長	今野千鶴
主事	高橋和生	主事	日野裕哉

◎開議の宣告

(午前10時)

○議長（遠藤稔雄君） 皆さん、おはようございます。

本日もよろしくお願ひ申し上げます。

本日は、東日本大震災から8年目となりましたので、午後になりまして、恒例となっております慰霊者の皆様に黙禱を捧げたいと思いますので、その節はご協力をお願い申し上げます。

ここで、開会前にお知らせいたします。

8番久 勉議員から欠席の届け出が出ております。

直ちに会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長（遠藤稔雄君） 日程をお知らせいたします。

日程はお手元に配った日程表のとおりでございます。

日程に入ります。



◎会議録署名議員の追加指名

○議長（遠藤稔雄君） 日程第1、会議録署名議員の追加指名は、涌谷町議会会議規則第118条の規定により、議長において、9番杉浦謙一君を追加指名いたします。



◎第11号の上程、説明

○議長（遠藤稔雄君） 日程第2、議案第11号 涌谷町地方活力向上地域等における固定資産税の不均一課税に関する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋信夫君） それでは、議案第11号の提案の理由を申し上げます。

本案は、地域再生法に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画を作成し、県知事の認定を受けた事業者に対し、固定資産税の不均一課税を適用するため、条例を制定いたそうとするものです。

詳細につきましては、担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願ひします。

○議長（遠藤稔雄君） 企業立地推進室長から順次説明をお願いします。

○まちづくり推進課企業立地推進室長（大崎俊一君） おはようございます。

それでは、議案書9ページをお開きください。

議案第11号 涌谷町地方活力向上地域等における固定資産税の不均一課税に関する条例となります。

本条例は、東京圏を初めとする3大都市圏への企業の本社等の立地の集中を打開し、地方における良質かつ多様な雇用を創出するため、地方において本社機能等を移転、拡充した企業を税制面で支援する地方拠点強化税制が創設されたことにより、県もしくは県と市町村が共同で地方再生法第17条の2の規定に基づく地方活力向上地域等特定業務施設整備計画を策定し、その中で、地方活力向上地域を定め、その地域内に特定業務施設を移転、拡充した場合、固定資産税の不均一課税が適用になるものです。宮城県では、地方活力向上地域等特定業務施設整備計画である富県競争宮城への本社機能移転等促進プログラムを策定し、本社機能移転等の対象区域である地域活力向上地域や、目標等を定めています。

今回、宮城県の地域再生計画に定められた町内の地域活力向上地域への本社機能移転等を支援するため、知事から、地域活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者が本社機能を有する特定業務施設となる事務所や研修所など、生産や販売を除く施設、または設備を新設、または増設する場合、地方税法第6条第2項の規定により、固定資産税の不均一課税を措置し、企業誘致の優遇措置の条件整備を図るものです。

なお、対象区域につきましては、特定業務を整備する拡充型の地域は、都市計画区域の全域に加え、黄金山工業団地、東北ゴム所有地、NOKメタル及び小里小学校周辺とし、東京23区及び近畿圏中心部並びに中部圏中心部にある特定業務施設を移転する移転型の地域をアルプスアルパイン涌谷工場、NOKメタル周辺に指定しており、今回黄金山工業団地が追加されることとなっております。

それでは、条文につきまして税務課長から説明いたします。

○税務課長（熊谷健一君） それでは、私からは条文の内容についてご説明申し上げます。

本条例は、企業立地推進室長が説明しましたように、地域再生法に基づく東京23区等にある本社機能を地方に移転または地方の企業の拠点拡充のため、地方にある本社機能を拡充のための施設のうち、一定の要件を満たすものを設置した事業者に対し、固定資産税の不均一課税を実施するものでございます。

まず、第1条、この条例の趣旨です。固定資産税の不均一課税に関し、必要な事項を定めるものでございます。

次に、第2条は、適用です。県または県と市町村が共同で国の基本方針に基づき、地域再生計画を策定し、対象となる区域等を定めます。この地域再生計画に基づき、事業者は独自の地方活力向上地域等特定業務施設整備計画を策定し、この整備計画に基づき、新設または増設した施設における家屋、構築物、償却資産及びその地域地である土地が不均一課税の対象となります。

不均一課税の期間は、新たに固定資産税が課されることになった年度から3年間とするものでございます。

税率につきましては、次の10ページの表をごらん願います。

対象となる事業が2つあります。1つ目は、法17条の2第1項1号に掲げる事業です。東京23区及び近畿圏、中部圏の中心部にある本社機能を地方に移転する移転型の事業の場合です。通常固定資産税の税率は100分の1.4ですが、初年度は「ゼロ」、2年度目は「100分の0.35」通常の4分の1、3年度目は「100分の0.7」通常の2分の1に軽減するものでございます。

2つ目は、法17条の2第1項第2号に掲げる事業です。地方の企業の拠点拡充のため、地方にある本社機能を拡充する拡充型事業の場合です。こちらは初年度は「ゼロ」、2年度目は「100分の0.47」通常の3分の1、3年度目は「100分の0.93」通常の3分の2に軽減するものでございます。

次に、第3条は、不均一課税の申請及び決定です。不均一課税申請書の提出期限を納付期限の7日前までと規定し、町長は申請書を受理したときは、審査の上、不均一課税の可否を申請者に通知するものでございます。

次に、次のページ、第4条は、不均一課税の取り消しです。虚偽等の申請があったときは不均一課税を取り消す規定でございます。

また、次に、第5条は、規則への委任です。不均一課税申請書の様式と必要な事項は規則で定めるものでございます。

最後に附則としまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

なお、固定資産税の減収分につきましては、地方交付税で減収額の75%が補填される見込みとなっております。以上で説明を終わります。

○議長（遠藤稔雄君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより、議案第11号 涌谷町地方活力向上地域等における固定資産税の不均一課税に関する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第11号 涌谷町地方活力向上地域等における固定資産税の不均一課税に関する条例は原案のとおり可決されました。



◎議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第3、議案第12号 涌谷町職員の自己啓発等休業に関する条例及び涌谷町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋信夫君） 議案第12号の提案の理由を申し上げます。

本案は、学校教育法の一部を改正する法律平成29年法律第41号が公布され、平成31年4月1日から施行されることに伴い、関連する2つの条例につきまして、所要の改正をいたそうとするものです。

詳細につきましては、担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（遠藤稔雄君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（渡辺信明君） それでは、議案第12号 涌谷町職員の自己啓発等休業に関する条例及び涌谷町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について説明いたし

ます。

議案書は12ページ、新旧対照表は1ページでございます。

本案につきましては、ただいま町長から提案理由を申し述べましたが、学校教育法の一部を改正する法律により、本年4月から専門職大学制度が創設されることになり、専門職大学も学校教育法上の大学に含まれるということになりましたので、関連する2つの条例の改正を行うものでございます。

新旧対照表で説明いたします。

第1条関係の涌谷町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正につきましては、第4条第1項第2号におきまして、学校教育法を引用している部分に同法の一部改正により、項ずれが生じますことから改めるものでございます。

次の第2条関係、涌谷町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の改正につきましては、第10条第3項で放課後児童支援員の資格要件が規定されておりますが、新旧対照表2ページになります。第5号におきまして、改正後の下線部分でございますが、「当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。」として、専門職大学の前期課程の修了者を短期大学の卒業者と同等の者として取り扱う規定を追加するものでございます。

議案書12ページを見ていただきたいと思いますが、施行期日といたしまして、この条例は、平成31年4月1日から施行するものでございます。

第2項におきましては、自己啓発等休業に関する条例の改正に伴う経過措置となっております。

以上で説明を終わります。

○議長（遠藤稔雄君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより、議案第12号 涌谷町職員の自己啓発等休業に関する条例及び涌谷町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第12号 涌谷町職員の自己啓発等休業に関する条例及び涌谷町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。



◎議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第4、議案第13号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋信夫君） 議案第13号の提案の理由を申し上げます。

本案は、ご案内のとおり、平成31年1月30日付で財政非常事態宣言を発令し、今後財政再建に向けた行財政改革を進めていく上で、町政のかじ取り役として、みずから行財政改革の一端として、8月30日までの間、私の給料については1月から50%減額しておりますが、4月からはさらに10%加算し、60%の減額、また教育長及びセンター長の給与につきましては、それぞれ10%減額いたそうとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたさせますので、よろしく申し上げます。

○議長（遠藤稔雄君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（渡辺信明君） それでは、議案書13ページ、新旧対照表につきましては3ページでございます。

議案第13号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例。

本案につきましては、ただいま町長の提案理由にもありましたとおり、4月1日から8月30日まで、町長、教育長、病院事業管理者の給与の減額について改正するものでございます。

新旧対照表で説明いたします。

平成30年12月会議におきまして、改正前の附則第26項で、公金紛失に係る監督責任といたしまして、平成31年1月1日から8月30日までの間、町長の給料を50%減額いたすこととしておりましたが、この期間を3月31日までと改めまして、新たに27項といたしまして、4月1日から8月30日までの間、町長の減額を10%上乘せ、60%とし、教育長及び病院事業管理者のセンター長の給料をそれぞれ10%減額いたそうとするものでございます。

議案書を見ていただきたいと思いますが、附則といたしましては、この条例は公布の日から施行するものでございます。

説明を終わります。

○議長（遠藤稔雄君） これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第13号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第13号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第5、議案第14号 涌谷町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋信夫君） 議案第14号の提案の理由を申し上げます。

本案は、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部を改正する政令が平成31年1月30日に公布され、4月1日から施行されることに伴い、災害援護資金の貸付利率及び保証人等に関して、所要の改正を行おうとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（遠藤稔雄君） 町民生活課長。

○町民生活課長（高橋由香子君） それでは、議案第14号 涌谷町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例、議案書14ページになります。新旧対照表で説明いたしますので、新旧対照表4ページをお開きください。

本案は、ただいま町長の提案理由で申し上げましたとおり、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令が一部改正されたことに伴い、改正を行うものです。

新旧対照表の第13条第1項第3号は、文言の訂正になります。

第14条は見出しを「利率」から「保証人及び利率」に改めております。

第14条第1項は、保証人の要件緩和になります。改正前は、保証人は必須でしたが、保証人を立てることが困難な被災者の実情を考慮した貸付けが行えるよう保証人要件を緩和したものです。

第14条第2項は、貸付利率の軽減になります。改正前は、貸付利率が年「3%」でしたが、貸付利率を、保証人を立てる場合は無利子とし、立てない場合は年「1.5%」とし、東日本大震災に係る災害援護資金の償還期間等の特例に準じた内容にし、被災者の返済負担の軽減と被災者支援の充実強化のため、貸付利率を引き下げます。

第14条第3項は、保証人の連帯債務に違約金も含むことを明文化しております。

第15条第1項は、償還方法の拡充です。改正前は、年賦償還と半年賦償還のみでしたが、月賦償還を追加し、借受人の償還を容易とし、債権の確実な回収を行うために改正するものです。

第15条第3項は、施行令第8条保証人の規定が削除されたことに伴い、条番号を整理するものです。

議案書14ページにお戻り願います。

附則でございますが、この条例は平成31年4月1日から施行し、保証人、貸付利率、償還方法について、施行日以後の災害から適用するものです。

説明を終わります。

○議長（遠藤稔雄君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤釈雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤釈雄君） これにて討論を終結いたします。

これより、議案第14号 涌谷町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤釈雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第14号 涌谷町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。



◎議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤釈雄君） 日程第6、議案第15号 涌谷町敬老祝金等支給条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋信夫君） 議案第15号の提案の理由を申し上げます。

本案は、長寿のお祝いとして、100歳到達者に支給する敬老祝金額の見直しに伴い、所要の改正を行おうとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（遠藤釈雄君） 福祉課長。

○町民医療福祉センター福祉課長（牛渡俊元君） それでは、議案書15ページをお開きください。新旧対照表につきましては6ページになります。新旧対照表のほうで説明いたします。

第2条におきまして、敬老祝金の支給といたしまして、町長は、町内に引き続き3年以上住所を有し、100歳に達した者にその年に限り敬老祝金「30万円」を支給する。これを「10万円」に改めるものです。

議案書にお戻りください。

附則といたしまして、この条例は平成31年4月1日から施行する。

以上で説明を終わります。

○議長（遠藤釈雄君） これより質疑に入ります。10番。

○10番（門田善則君） おはようございます。

今回、こういった条例に変えるということですが、当初この祝い金については、100万円からスタートしているはずですが、それが何年かたって、10万円までということになるわけですが、これがだめだということではないんですけれども、今後の見通しとして、恐らく私の考えるのは、人数がかなり多くなるのかというふうな考えがあります。それで、今後の見通し、わかっていれば、わかると思うので、その辺の人数を教えていただければありがたいと思います。

○議長（遠藤稔雄君） 福祉課長。

○町民医療福祉センター福祉課長（牛渡俊元君） それでは、門田議員のご質問にお答えいたします。

平成31年度につきましては、現在99歳の方が5名でございます。それから平成32年度につきましては16名、平成33年度につきましては26名、平成34年度につきましては16名、それから平成35年度95歳になります、現在、32名というふう増加傾向でございます。

以上です。

○議長（遠藤稔雄君） 10番。

○10番（門田善則君） ですから、町民の方に誤解がないようにしていただきたいのですが、涌谷町が財政、結局宣言をしたということの中で、これまでもこういうふうに変えるのかというイメージを持たれると困るなというのが私の考えです。要は、こういうふうな人数がもうふえるのが見越しされているので、早目にそういうふうにしたという理解でよろしいですか。

○議長（遠藤稔雄君） 福祉課長。

○町民医療福祉センター福祉課長（牛渡俊元君） 門田議員のおっしゃるとおりでございます。これは去年から検討を進めておるものでございまして、今回の非常事態宣言が出たから削減したものではございません。

それと、近隣の美里町の状況もちょっと確認しましたが、美里町では20万円支給しておりましたが、平成31年度からやはり10万円に引き下げるという予定でいるということを確認しております。

以上です。（「了解」の声あり）

○議長（遠藤稔雄君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第15号 涌谷町敬老祝金等支給条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（遠藤稔雄君） 起立全員であります。よって、議案第15号 涌谷町敬老祝金等支給条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。



◎議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第7、議案第16号 涌谷町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋信夫君） 議案第16号の提案の理由を申し上げます。

本案は、学校教育法の一部を改正する法律及び技術士法施行規則の一部を改正する省令が、平成31年4月1日から施行されることに伴い、所要の改正を行おうとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（遠藤稔雄君） 上下水道課長。

○上下水道課長（平 茂和君） おはようございます。

それでは、議案書16ページをお開きください。

議案第16号 涌谷町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部を改正する条例です。

新旧対照表は7ページ、8ページでございます。

本条例につきましては、学校教育法及び技術士法の一部改正に伴い、本条例の一部を改正するもので、改正された学校教育法において、専門職大学の電気課程を修了した者を短期大学等を卒業した者に同等とみなすことを明記したものでございます。

また、技術士法において、技術士試験の第2次試験について、選択科目の見直しが行われ、上下水道部門においては、選択項目の水道環境が上水道及び工業水道に統合されたため、削除するものです。

それでは、新旧対照表で説明させていただきます。新旧対照表の7ページをお開きください。

第3条におきましては、布設工事者監督者の資格基準として、第3号、短期大学の次に、「同法による専門職大学の前期課程を含む。」を追加するもので、卒業した後の次に、「同法による専門職大学前期課程にあつては、修了した後」を加えるものでございます。

また、6号では、「学校教育法による」の部分を「学校教育法に基づく」に改めるものでございます。

第8号では、工業用水道の次に、「又は水環境」とあるものを削除するものでございます。

第4条、水道技術管理者の資格基準につきましては、8ページをお開きください。

第2号の卒業した後の次に、「学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後」を加え、同条第3号に規定する学校を卒業した者の次に、「同法による専門職大学前期課程にあつては修了した者」を加えるものです。

第4号、「卒業した」の次に、「当該学科目を修めて、学校教育法に基づく専門職大学の前期課程以下、この号において専門職大学前期課程というを修了した場合を含む」を、同条第3号に規定する学校の卒業者の次に、「専門職大学前期課程の修了者を含む次号について同じ」を加えるものです。

それでは、議案書16ページにお戻りください。

附則1、この条例は4月1日から施行する。

2、経過措置といたしまして、この条例の施行前に行われた技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち、上下水道部門に係るものに合格した者であつて、選択科目として水道環境を選択した者は、この条例による改正後の涌谷町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例第3条第8号の適用については、同法第4条第1項の規定による第2次試験のうち、上水道部門に係るものに合格した者であつて、選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者とみなす。でござ

います。

平成31年3月7日提出。

以上で終わります。

○議長（遠藤稔雄君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより、議案第16号 涌谷町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第16号 涌谷町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。



◎議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第8、議案第17号 涌谷町国民健康保険病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋信夫君） 議案第17号の提案の理由を申し上げます。

本案は、平成31年4月1日から、老人保健施設の附帯事業として、居宅介護支援事業所を開始することから、施設の設置について規定するほか、国民健康保険病院の診療科目について改正をいたそうとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（遠藤稔雄君） 総務管理課長。

○町民医療福祉センター総務管理課参事兼課長（浅野孝典君） それでは、議案第17号 涌谷町国民健康保険病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

議案書18ページ、新旧対照表につきましては9ページ、10ページとなります。新旧対照表で説明をさせていただきます。

今回の改正につきましては、条例第2条第3項第1号の国民健康保険病院診療科目の整理と新たに第5項として老人保健施設の附帯事業として、居宅介護支援事業所を加えた改正をお願いいたします。

国民健康保険病院の診療科目について、平成23年4月から平成26年3月までの3年間、耳鼻咽喉科の医師が診

療を行っていたところでございますが、耳鼻咽喉科医師が退職してから5年が経過し、その後、診療応援等も含め、耳鼻咽喉科の診療実績もないことから、今回、診療科目として耳鼻咽喉科を削除し、整理をお願いいたすものでございます。

次のページ、新旧対照表の10ページとなります。

第5項の追加として、老人保健施設の附帯事業として、新たに涌谷町居宅介護支援事業所を設置いたそうとするものでございます。涌谷町老人保健施設の入所者が退所され、居宅サービスである通所リハビリ、短期入所のケアプランにつきましては、現在、民間の指定居宅介護支援事業所のケアマネジャーとの連携をとりながら進めて、通所リハビリのサービスにつなげているところでございますが、施設といたしまして、在宅強化型施設を目指す上で、リピート利用を今後ともつなげていく必要があります、施設サービスと在宅サービスを組み合わせたサービスを積極的に紹介し、切れ目のないサービス提供が行われることにより、入所者の確保並びに通所リハビリの利用確保につながることを目的に居宅介護支援事業所の設置をお願いするものでございます。

議案書18ページにお戻りください。

附則といたしまして、この条例は平成31年4月1日から施行をお願いするものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（遠藤稔雄君） これより質疑に入ります。7番。

○7番（後藤洋一君） 涌谷町の居宅介護支援事業ということの新たにその老人保健病院の中に、このそういった事業所を設けると。要するに今課長のほうからの説明では、新たにそういったケアマネジャーをこの居宅事業の支援事業の中に置くということと、現在はそうするとケアマネジャーさんというのは、老人保健病院の中にはないという形よろしいんですか。

○議長（遠藤稔雄君） 総務管理課長。

○町民医療福祉センター総務管理課参事兼課長（浅野孝典君） まず、老人保健施設に勤務している職員の中で、ケアマネジャーの資格を有している方が何人いらっしゃる。いるのかいらっしゃらないのかというふうなところでございますが、正式な数はわかりませんが、現在、介護福祉士と介護支援専門員、いわゆるケアマネジャーです。ケアマネジャーの資格を有している者については、大体10名ぐらいいらっしゃいます。特に相談業務を行っている看護師、准看護師並びにケアマネジャーの資格を持っておりますし、あと相談業務、いわゆる入所の相談を受けているスタッフについてもそれはケアマネジャーを有しております。ケアマネジャーでないと、入所のいわゆるケアプラン、そういったところがやっぱりつくれないというルールから、ケアマネジャーは介護施設では必須の資格というふうなところでございまして、ですから、新たに居宅介護支援事業所を開設するからといって、新たにケアマネジャーを採用するということではございません。現在のいるスタッフの中で人員配置をそれぞれ行うというふうな方向で考えております。

○議長（遠藤稔雄君） 7番。

○7番（後藤洋一君） 今、説明を受けた中でそうしますと、今老人保健病院に入院している方の今ケアマネジャーさんは、要するにその中にはない。新たに実際ケアマネジャーの資格は持っていますけれども、その居宅事業をつくることによって、新たに事業所の中にケアマネジャーを持っている方をそちらで要するにしていくと、こういうことですね。

そうすると、現在は、今ケアマネジャーさんは病院以外のほうから来て、ケアマネジャーのそういったやっ
ているということによろしいですね。

○議長（遠藤稔雄君） 総務管理課長、もう一度詳しくお願いします。

○町民医療福祉センター総務管理課参事兼課長（浅野孝典君） ケアマネジャーの部分につきましては、今現在そ
の職員が担当している部分については、あくまでもそれは入所者のケアプラン、いわゆる3カ月入所するために、
どういったやっぱりサービス行為、リハビリテーションを行うとかというプランニングですね、マネジメントを
するスタッフが大体10人ぐらいいらっしゃるといふところなんです。ただし、入所から退所されました。退所
というのはやっぱり在宅でございますから、そうした場合、在宅の部分については、これは例えばニューライフ
のケアプランとか、あとは民間のケアマネジャーさん、そういった方々が今度老健の通所を使ってもらうための
ケアマネジメントを民間の方をお願いをしている状況なんです。それを今回自前で行いましょうというふうなと
ころでの居宅介護支援事業所を新たに立ち上げるというふうなところでございます。

○議長（遠藤稔雄君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） それでは、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第17号 涌谷町国民健康保険病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたし
ます。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（遠藤稔雄君） 起立全員であります。よって、議案第17号 涌谷町国民健康保険病院事業の設置等に関す
る条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第9、議案第18号 町道の路線の廃止及び認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋信夫君） 議案第18号の提案の理由を申し上げます。

本案は、平成31年度に予定されております出来川左岸上流地区県営ほ場整備事業の区域内に位置する町道につ
て廃止するほか、沢地区の道路改良工事完了に伴い、路線が延伸するため、道路法第8条及び第10条の規定に基
づき、2路線を廃止し、1路線を認定するものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたさせますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（遠藤稔雄君） 建設課長。

○建設課長（佐々木竹彦君） おはようございます。

それでは、議案書19ページと議会A3判の資料3ページをお開きください。

議案第18号 町道の路線の廃止及び認定についてご説明申し上げます。

ただいま町長より提案理由を申し上げましたとおり、道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定により、議決を求めるものです。

議会資料の位置図でございます。

1、廃止する路線は、路線番号106、掃部沖名線と308沢1号線であります。掃部沖名線は、出来川左岸上流地区県営ほ場整備事業の区域内の町道で、位置、形状が変わることから廃止するものです。

次のページ、2の認定する路線は、308沢1号線で、昨年11月末に道路改良工事が完了したことにより、路線を延伸し、再認定するものでございます。

議案書に戻っていただきまして、起点、終点、延長、幅員は議案書のとおりでございます。

終わります。

○議長（遠藤稔雄君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより、議案第18号 町道の路線の廃止及び認定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第18号 町道の路線の廃止及び認定については原案のとおり可決されました。



◎議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第10、議案第19号 大崎地域広域行政事務組合規約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋信夫君） 議案第19号の提案の理由を申し上げます。

本案は、大崎地域広域行政事務組合規約第4条に規定する組合の事務所の位置を変更し、第17条第1項第1号に規定する関係市町の負担金のうち、消防費負担金に関する規定を削除する必要があることから、規約の一部を変更するものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（遠藤稔雄君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（今野博行君） おはようございます。よろしく申し上げます。

それでは、20ページをお開きください。

議案第19号 大崎地域広域行政事務組合理約の変更についてでございます。

議案のほうの朗読は省略し、ご説明をいたします。

本案につきましては、町長が提案理由で申し上げましたとおり、規約第4条に規定する組合の事務所の位置を変更するとともに、第17条第1項第1号に規定する関係市町の負担金のうち、消防費負担金の消防本部庁舎整備に係る用地費について、負担金の区分、負担割合または負担額及び負担市町に関する規定を削除する必要があるため、規約の一部を変更するものでございますが、新旧対照表のほう11ページをお願いいたします。

第4条でございますが、組合の事務所の位置を大崎市古川千手寺町二丁目5番20号の消防本部古川消防署庁舎内に置くことと変更するものでございます。

次に、別表でございます。

消防本部庁舎建設用地を取得するに当たり、消防費負担金のアンダーラインの部分につきましては、平成29年度の用地取得のみに適用したものでございまして、平成30年度が消防本部の建設完了年度となることから、消防本部庁舎整備に係る用地費の負担金の区分、負担割合、または負担額及び負担市町に関する規定を削除するものでございます。

この削除の部分につきましては、12ページにもございますが、削除の部分につきましては、平成29年3月の規約変更の際にふえた部分でございまして、議会におきましては、目的が達成された時点で規約変更により、この規定を削除する予定である旨ご説明をしておりました。

なお、本規約につきましては、平成31年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（遠藤稔雄君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより、議案第19号 大崎地域広域行政事務組合理約の変更についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第19号 大崎地域広域行政義務組合理約の変更については原案のとおり可決されました。



◎議発第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤稔君） 日程第11、議発第2号 涌谷町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

職員に議案を朗読いたさせます。事務局総務班長。

○議会事務局総務班長（今野千鶴君） それでは、議員提出議案のご準備をお願いいたします。

1 ページをお開きください。

朗読いたします。

議発第2号

平成31年3月11日

涌谷町議会議長殿

提出者	涌谷町議会議員	大泉 治
賛成者	同	久 勉
賛成者	同	門田義則
賛成者	同	杉浦謙一
賛成者	同	大友啓一
賛成者	同	鈴木英雅

涌谷町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案の提出について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び涌谷町議会会議規則第13条第2項の規定により提出いたします。

（提出の理由）

涌谷町が将来にわたり町民が安心して暮らしていける行財政の指針の確立が求められており、健全な財政運営の裏打ちされたまちづくりの道筋について、議会議員としてきちんと説明責任を果たすことが必要不可欠である。

現在、県内はもとより全国的に地方議会における議員のなり手不足から議員報酬の引き上げを行っている。涌谷町議会では、他の議会に先駆け議員定数を削減するなど、改革を進めてきた。財政非常事態宣言を発令した当町の財政状況を勘案すると、議会としても議員報酬の5%削減を行い、財政改革を進め、行財政の健全化に努めなければならないと考えたところである。

2 ページをお開きください。

（別紙）

涌谷町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年涌谷町条例第5号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（平成31年度における報酬の減額と）23、平成31年4月1日から平成31年12月31日までの間における議長、副議長及び議員の報酬月額については、第2条の規定にかかわらず、同条の規定により支給されることとなる額から、その額の100分の5を減じた額とする。この場合において、第5条第2項及び同条第3項の規定により、議長、副議長及び議員に支給される期末手当の額は前段で規定する減額後の報酬月額を適用して得た額とする。

附則、この条例は公布の日から施行する。

以上です。

○議長（遠藤釈雄君） 提出者の趣旨説明を求めます。11番。

○11番（大泉 治君） ただいま上程されました議発第2号 涌谷町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案について、提案の趣旨説明を申し上げます。

改正の趣旨につきましては、ただいま事務局総務班長が朗読したとおりでご理解いただけるかと存じますが、ちなみに、議員定数の削減は、報酬はそのままに、平成に入ってから5回の削減を図りまして、平成11年まで23人の定数が、現在13人となっており、10人ほどの削減となっております。財政非常事態宣言を発令した当町の財政状況を勘案し、議会としても議員報酬の5%削減を行い、財政改革を進め、行財政の健全化に努めなければならないと考えるものです。

なお、総額で今回の削減で200万円程度の削減となるものでございます。

次のページをお開き願います。

改正の内容は、附則として、次の1項を23として加え、平成31年4月1日から平成31年の12月31日までの期間、議長、副議長及び議員の報酬月額について、100分の5を減じるとともに、期末手当の支給に当たってはそれぞれ減額後の報酬月額を適用し、算定しようとするものでございます。

また、改正後の本条例は、公布の日から適用するものでございます。

なお、新旧対照表にありますアンダーラインの部分が新たに規定いたすものでございます。

以上でございます。

○議長（遠藤釈雄君） 提出者の趣旨説明が終了いたしました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤釈雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤釈雄君） これにて討論を終結いたします。

これより、議発第2号 涌谷町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤釈雄君） 異議なしと認めます。よって、議発第2号 涌谷町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎議発第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤釈雄君） 日程第12、議発第3号 涌谷町議会傍聴規則の一部を改正する規則を議題といたします。

職員に議案を朗読いたさせます。事務局総務班長。

○事務局総務班長（今野千鶴君） 朗読いたします。

4ページをお開きください。

議発第3号

平成31年3月11日

涌谷町議会議長殿

提出者	涌谷町議会議員	大 泉	治
賛成者	同	久	勉
賛成者	同	門 田	善 則
賛成者	同	杉 浦	謙 一
賛成者	同	大 友	啓 一
賛成者	同	鈴 木	英 雅

涌谷町議会傍聴規則の一部を改正する規則案の提出について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第13条第2項の規定により提出します。

提出の理由

全国町村議会議長会で定める標準町村議会傍聴規則が、傍聴人の個人情報保護の観点から、一部改正されたことを受け、改正するもの。

5ページです。

(別紙)

涌谷町議会傍聴規則の一部を改正する規則

涌谷町議会傍聴規則（昭和41年涌谷町議会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項並びに第2項を次のように改める。

第2条会議を傍聴しようとする者は、所定の場所において、自己の住所並びに氏名を傍聴人受付表に記入しなければならない。

2、学生、生徒、その他の者が団体を傍聴しようとする場合は、その代表者または責任者が前項に定める事項及び人数を傍聴人受付表に記入しなければならない。

附則、この規則は平成31年4月1日から施行する。

以上です。

○議長（遠藤釈雄君） 提出者の趣旨説明を求めます。

○11番（大泉 治君） ただいま上程されました議発第3号 涌谷町議会傍聴規則の一部を改正する規則案について、提案の趣旨説明を申し上げます。

改正の趣旨につきましては、涌谷町議会傍聴規則につきまして、今回全国町村議会議長会において、平成30年10月24日付で標準町村議会傍聴規則が改正されたことを受け、改正するものです。

改正の内容といたしましては、個人情報保護の観点から、第2条に規定する「傍聴人名簿」を「傍聴人受付

表」に改めるものとなっております。

また、同条に規定する傍聴しようとする者の記入事項のうち、現状の運用に合わせ、年齢を削除するものです。

運用としましては、傍聴人が傍聴人受付表に記載後、受付箱に投函し、議会事務局において傍聴人の個人情報を管理するものです。傍聴人受付表は、涌谷町文書取扱規定に基づき、一定期間保存の後、廃棄するものです。新旧対照表のアンダーラインの部分が今回新たに規定いたすものでございます。

なお、改正後の本規則の施行月日は、平成31年4月1日とするものでございます。

以上でございます。

○議長（遠藤稔雄君） 提出者の趣旨説明が終了いたしました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議発第3号 涌谷町議会傍聴規則の一部を改正する規則を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 異議なしと認めます。よって、議発第3号 涌谷町議会傍聴規則の一部を改正する規則は原案のとおり可決されました。

休憩いたします。再開は11時15分といたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時15分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（遠藤稔雄君） 再開いたします。

◇

◎議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第7、議案第20号 平成30年度涌谷町一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋信夫君） 議案第20号の提案の理由を申し上げます。

本案は、既定の予算額に歳入歳出それぞれ2億534万8,000円を増額し、総額を77億5,639万7,000円にいたそうとするものでございます。

補正の主な内容でございますが、歳入につきまして、町税では、年度末までの見込みとして増額いたし、国庫支出金においては、小中学校空調整備に要する補助金を見込み、財産収入では黄金山工業団地の売却を目指し、予算を計上しておりましたが、年度末までに売却が見込めないことから減額をいたすものでございます。

諸収入においては、涌谷町地域振興公社運転資金貸付金について、返済計画により返還金を見込んでおりましたが、公社からの貸付契約の変更協議の申し出により、協議の結果、平成30年度償還分について後年度へ繰り延べさせることにしたので、減額いたそうとするものでございます。

地方債においては、国の補正予算関連として、小中学校の空調整備に係る地方債及びほ場整備に係る地方債を増額いたそうとするものでございます。

次に、主な歳出の内容でございますが、総務費におきましては、複合文化温泉施設指定管理料として計画額から減額をお願いしておいた分及び重油高騰による影響額分等として増額、国の補正予算事業として、プレミアム商品券事業に要する準備経費の増額及び黄金山工業団地の売却が見込めなくなったことから、満期一括償還準備積立金を増額いたそうとするものでございます。

民生費におきましては、障害者自立支援費の年度末までの見込みにより増額いたし、介護保険特別会計への繰り出し、後期高齢者医療特別会計への繰り出し、児童館経費及びこども園経費については減額いたそうとするものでございます。

衛生費においては、医療福祉センター運営経費を増額いたそうとするものでございます。

農林水産業費におきましては、国の補正予算を活用した県営ほ場整備事業費を増額いたそうとするほか、農地集積集約化対策事業等において、事業費の確定により、減額いたそうとするものでございます。

消防費におきましては、事業費の確定により、防火水槽整備及び全国瞬時警報システム更新経費を減額いたそうとするものでございます。

教育費におきましては、さきの補正では、緊急防災減災事業として計画した小・中学校空調整備事業について、同事業の対象外施設であったことから、国の補正予算で創設された補助事業を活用した事業へ変更したことにより増額いたそうとするものでございます。財政非常事態宣言を発令したところでございますが、国においては、今年度のみ補助事業であることから、事業実施を決断いたしましたものでございます。

公債費におきましては、黄金山工業団地売却分として、繰り上げ償還を見込んでおりましたが、さきに申し上げたとおり、年度末までの売却が見込めないことから、減額いたそうとするものでございます。その他、事業の確定や今後の見込みにより、それぞれ措置するものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（遠藤稯雄君） 皆様の前に、企画財政課よりの本案に関する追加資料が配付されているわけでございますが、ご確認いただきたいと思っております。よろしいですか。

それでは、総務課長以下、順次説明をお願い申し上げます。

○総務課参事兼課長（渡辺信明君） それでは、涌谷町一般会計補正予算（第7号）、60ページ、61ページをお開き願います。

まず、人件費からご説明いたします。

60ページ、給与費明細書、1特別職でございます。この表の下の方、比較のところを見ていただきたいと思

います。

その他特別職の人数43人の減となっております、報酬86万7,000円の減につきましては、地方創生推進委員や民生委員推薦会委員、自殺対策計画策定委員、消防団員等での減によるものでございます。

次に、次のページ、61ページの一般職でございます。

(1) 総括で比較のところを見ていただきたいと思いますが、職員数で1名の減、給料で28万9,000円の減につきましては、年度途中で退職した職員に係る分でございます、職員手当で81万8,000円の減につきましては、下の段の職員手当の内訳を見ていただきたいと思いますが、時間外手当で81万1,000円の減額となっております。これにつきましては、税務総務費で、申告事務等年度末までを見込み増額となりましたが、その他各課におきまして年度末までの所要額を確認いたし、減額となったものでございます。

一番下の表、(2) その他の退職手当負担金で26万8,000円の増につきましては、職員の退職に伴う特別負担金により増額となったものでございます。

5ページにお戻り願います。

○企画財政課参事兼課長(今野博行君) 4ページ、5ページをお開きください。

第2表繰越明許費でございますが、年度内に事業が完了しない見込みであることから、8件3億9,501万5,000円の明許繰り越しをお願いするものでございます。なお、プレミアム商品券事業、県営ほ場整備事業、小・中・幼空調設備整備事業につきましては、国の補正予算に伴うもので、プレミアム商品券事業につきましては、歳出でご説明いたしますが、10月に予定されております消費税及び地方消費税引き上げに伴う事業、県営ほ場整備事業につきましては、名緒、出来川左岸上流、鹿飼沼基幹水利施設管理事業につきましては、小里、大谷地等の水利施設、道路新設改良事業につきましては、石坂橋橋りょう補修と町道大谷地線に係るものでございます。

第3表につきましては、それぞれ契約締結に伴い、限度額を変更するものでございます。

5ページの第4表地方債補正でございますが、1地方債の追加でございます。町道内林2号線に充てるものでございまして、充当率のほうは75%でございます。

2地方債の変更につきましては、それぞれ事業費の確定見込みにより増減をいたすもので、総額2億2,260万円の増額をいたすものでございます。

8ページ、9ページ、歳入に参ります。

○税務課長(熊谷健一君) 1款町税1項1目個人町民税現年課税分1,300万円の増額、2目法人町民税現年課税分3,000万円の増額、2項固定資産税現年課税分1,000万円の増額、固定資産税滞納繰越分300万円の減額、3項軽自動車税現年課税分80万円の増額、軽自動車税滞納繰越分20万円の減額、全て年度末までの見込みで増減するものでございます。

終わります。

○企画財政課参事兼課長(今野博行君) 6款1項1目地方消費税交付金763万6,000円の減額、10款地方交付税普通交付税393万9,000円の増額ですが、確定によるものでございます。

終わります。

○町民医療福祉センター子育て支援室長(木村智香子君) 次のページをお開きください。

12款分担金及び負担金2項2目1節児童福祉費負担金①さくらんぼこども園利用負担金316万4,000円の減額と、

②涌谷保育園利用負担金31万6,000円の減額は、見込みによる減額でございます。これはさくらんぼこども園の園児数の減と、それぞれの園の保護者の所得の増減による影響によるものです。③日本スポーツ振興センター負担金は、確定による1万円の減額でございます。⑥他市町村受託保育利用負担金14万9,000円の増額は、見込みによるものでございます。年度途中で美里町へ転居した1名の児童の受託を受けております。

4目1節教育総務費負担金②他市町村幼稚園受託保育料負担金117万円の増額ですが、幼稚園で3名の児童を他市町村から受け入れをしています。これは事情があり、住所を移さず町内に住んでいることで、先方の町との協議が調いましたことから、今回予算に計上いたすものです。

以上です。

○企画財政課参事兼課長（今野博行君） 13款1項1目③町民バス使用料20万円の減額でございますが、見込みによるものでございます。

終わります。

○生涯学習課参事兼課長（達曾部義美君） 4目1節農林水産施設使用料①農村環境改善センター使用料2万5,000円、①冷暖房使用料2万円の増額につきましては、年度末までの見込みによるものでございます。

終わります。

○町民医療福祉センター子育て支援室長（木村智香子君） 2節幼稚園使用料①幼稚園保育料159万6,000円の減額と④預かり保育料42万円の減額ですが、見込みによるものです。

終わります。

○生涯学習課参事兼課長（達曾部義美君） 3節公民館使用料①公民館使用料25万円②冷暖房使用料7万円の増額につきましては、年度末までの見込みによるものでございます。4節史料館使用料①資料館入館料2万3,000円の増額につきましては、確定によるものでございます。なお、開館日は4月から11月末となっております。5節体育施設使用料①プール使用料1万5,000円の減額につきましては、確定により減額するものでございます。②体育館使用料2万2,000円の増額につきましては、年度末までの見込みによるものです。③涌谷スタジアムの使用料12万7,000円の増額につきましては、確定によるものでございます。

12ページ、13ページをお開き願いたいと思います。

6節くがね倉庫使用料①くがね倉庫使用料3万2,000円の増額につきましては、年度末までの見込みによるものでございます。

終わります。

○町民医療福祉センター健康課長（紺野 哲君） 14款国庫支出金1項1目5節①国民健康保険基盤安定負担金55万4,000円の減額ですが、確定によるものでございます。

終わります。

○町民医療福祉センター福祉課長（牛渡俊元君） 次の、⑩障害児施設給付費負担金286万円の増額でございますが、国からの2分の1の負担金の今後の見込みによるものでございます。

終わります。

○町民医療福祉センター健康課長（紺野 哲君） 13節①低所得者介護保険料軽減負担金2万8,000円の減額ですが、確定見込みによるものでございます。

終わります。

○企画財政課参事兼課長（今野博行君） 2項1目1節②プレミアム商品券事務費補助金170万4,000円でございますが、後ほど歳出でご説明いたします。

終わります。

○総務課参事兼課長（渡辺信明君） 次の⑭社会保障税番号制度システム整備費補助金で76万8,000円の増額でございますが、9月補正におきまして国が示す団体の規模別による補助額312万円を見込んでおりましたが、補助の増額が認められましたことから、増額するものでございます。このことによりまして、事業費に対して全額補助となるものでございます。

終わります。

○町民医療福祉センター福祉課長（牛渡俊元君） 次の、民生費国庫補助金です。⑭障害者地域生活支援事業補助金8万8,000円の増額ですが、今後の見込みによるものでございます。

終わります。

○町民医療福祉センター子育て支援室長（木村智香子君） 6節児童福祉費補助金⑥子ども・子育て支援交付金208万9,000円の増額ですが、交付決定によるものです。⑨児童虐待対策総合支援事業補助金4万5,000円の減額ですが、内示によるものです。

終わります。

○建設課長（佐々木竹彦君） 続きまして、社会資本整備総合交付金は、木造住宅耐震改修助成事業1戸分の交付金額30万円と、公営住宅長寿命化計画策定業務の執行残額91万8,000円の額の確定による減額でございます。

○教育総務課長兼給食センター所長（熱海 潤君） 7目1節小・中学校費補助金⑤臨時特例交付金2,525万4,000円の増額は、小・中学校に整備を進めております空調設備整備に対する交付金の内示額を計上するものです。

次のページ、14、15ページをお開きください。

3節③臨時特例交付金は、12月補正で257万7,000円の交付金を見込んでおりましたが、17万7,000円の増額で内示があったことから、増額をお願いするものです。

○町民医療福祉センター福祉課長（牛渡俊元君） 次の、社会福祉費負担金、①の民生委員推薦会運営費負担金2万円の減額でございますが、推薦会を開催する必要がございませんでしたので、減額するものです。

終わります。

○町民医療福祉センター健康課長（紺野 哲君） 5節①国民健康保険基盤安定負担金75万9,000円の減額ですが、確定によるものでございます。

終わります。

○町民医療福祉センター福祉課長（牛渡俊元君） 次の、障害者福祉費負担金になります。⑥の障害者医療費負担金15万円、⑩の障害児施設給付費負担金143万円、それぞれ今後の見込みにより県の負担金を見込むものでございます。

終わります。

○町民医療福祉センター健康課長（紺野 哲君） 12節①後期高齢者医療保険基盤安定負担金183万7,000円の減額、次の15節①低所得者介護保険料軽減負担金1万3,000円の減額ですが、それぞれ確定等によるものでございます。

終わります。

- 企画財政課参事兼課長（今野博行君） 2項1目1節⑧バス運行維持対策費補助金1万4,000円の減額につきましては、確定によるものでございます。

終わります。

- 町民医療福祉センター福祉課長（牛渡俊元君） 次の、老人福祉費補助金⑨の社会福祉法人等軽減措置補助金14万1,000円の増額でございますが、これも年度末の見込みによるものでございます。

終わります。

- 町民医療福祉センター健康課長（紺野 哲君） 4節⑩乳幼児医療費助成事業運営強化補助金27万7,000円の増額ですが、交付決定に伴うものでございます。

終わります。

- 町民医療福祉センター子育て支援室長（木村智香子君） ⑫子ども子育て支援交付金208万9,000円の増額ですが、さきに説明いたしました国庫補助金と同様に県補助金につきましても増額を見込むものです。

終わります。

- 町民医療福祉センター福祉課長（牛渡俊元君） 次の、16ページ、17ページをお開きください。

障害者福祉費補助金⑬障害者地域生活支援事業補助金5万円の増額、こちらにつきましても年度末までの見込みによるものでございます。次の⑭知的障害者グループホーム体験ステイ推進事業補助金5万4,000円の減額ですが、利用がございませんでしたので減額をするものです。

終わります。

- 農業委員会事務局長（瀬川 晃君） 4目1節①農業委員会費補助金ですが、確定により42万7,000円増額するものです。

終わります。

- 農林振興課参事兼課長（遠藤栄夫君） 同じく②から⑤までについては、額の確定による減額でございます。

- 建設課長（佐々木竹彦君） 続きまして、木造住宅耐震改修助成事業は、県分の1戸20万円分の減額です。

- 総務課参事兼課長（渡辺信明君） 続きまして、7目消防費県補助金②消防施設等整備事業補助金2万9,000円の増でございますが、消防団員の装備品の整備をするための県の市町村振興総合補助金で、事業費確定により増となったものでございます。

終わります。

- 教育総務課長兼給食センター所長（熱海 潤君） 8目2節④原子力・エネルギー教育支援事業補助金3万3,000円の減額は、実績による減額となります。

- 税務課長（熊谷健一君） 3項委託金①県民税徴収事務委託金78万1,000円の増ですが、確定によるものでございます。

終わります。

- 企画財政課参事兼課長（今野博行君） 3節⑧農林水産業センサス交付金2,000円の減額でございますが、確定によるものでございます。

終わります。

○生涯学習課参事兼課長（達曾部義美君） 6目2節社会教育委託金⑧埋蔵文化財調査委託金46万7,000円の減額につきましては、総事業費の減額により減額になったものでございます。なお、総事業費の87.5%が県負担、12.5%が町負担となっております。

終わります。

18ページ、19ページをお開き願いたいと思います。

○企画財政課参事兼課長（今野博行君） 16款1項1目財産貸付収入29万5,000円の増額につきましては、確定見込みによるものでございます。2目1節財政調整金利子につきましては、見込みによるものでございます。

2項1目1節①土地売払収入5,983万2,000円の減額につきましては、黄金山工業団地等の売り払いを見込んでおりましたが、現時点では見込みがないことから減額をいたすものでございます。1節①物品売払収入39万8,000円につきましては、ピアノ等の売り払いによるものでございます。

終わります。

○総務課参事兼課長（渡辺信明君） 17款寄附金①一般寄付金で11万6,000円の増②ふるさと納税で220万円の減額でございますが、年度末までの見込みにより増減いたすものでございます。次の①指定寄附金で197万1,000円の減額でございますが、ブランド米創出事業としてふるさと納税の使い道を具体化したガバメントクラウドファンディングを初めて試みまして、寄附を募りましたが目標額に達することができない見込みから、減額いたそうとするものでございます。

終わります。

○企画財政課参事兼課長（今野博行一君） 18款2項1目財政調整基金繰入金2,431万4,000円の減額につきましては、財源の調整でございます。

20ページ、21ページへ参ります。

3目ふるさと涌谷創生基金繰入金615万3,000円の減額につきましては、充当事業費の確定による減額でございます。

終わります。

○税務課長（熊谷健一君） 20款諸収入①延滞金300万円の増額ですが、年度末までの見込みでございます。

終わります。

○企画財政課参事兼課長（今野博行君） 3項1目①地域振興公社運転資金貸付金返還金540万円の減額でございますが、先ほど町長からも提案理由で述べましたとおり、今年度の経営状況等を勘案し、平成30年度返還予定の540万円につきましては、後年度へ繰り延べしようとするものです。経営状況等を歳出でご説明いたします。

終わります。

○教育総務課長兼給食センター所長（熱海 潤君） 5目1節①奨学金貸付金元利収入241万2,000円、①未収繰り越し分54万9,000円は、年度末までの見込みによる増額となります。

○農林振興課参事兼課長（遠藤栄夫君） 6目1節②肉用牛特別導入事業貸付金元利収入65万円の増につきましては、繰り上げ返納申し出による増額でございます。

○教育総務課長兼給食センター所長（熱海 潤君） 5項3目1節①学校給食費徴収金55万3,000円の減額は年間の給食数確定による減額、②未収繰越金11万2,000円は年度末までの見込みにより増額するものでございます。

○町民医療福祉センター子育て支援室長（木村智香子君） 2節幼稚園等給食費徴収金①幼稚園等給食費徴収金193万9,000円の減額と次の1節雑入③職員等給食費徴収金125万円の減額ですが、歳出でご説明いたします園児並びに職員の食数の減と保護者の所得増減の影響によるものでございます。

終わります。

○農業委員会事務局長（瀬川 晃君） ④農業者年金業務委託手数料確定により16万6,000円減額するものです。

終わります。

○総務課参事兼課長（渡辺信明君） ⑤市町村職員研修受講費助成金7万2,000円の減額ですが、職員研修所負担金で今後の利用見込みにより減額するものでございます。

終わります。

○企画財政課参事兼課長（今野博行君） ⑥自動販売機電力使用料5,000円の減額につきましては、見込みによるものでございます。

○まちづくり推進課長（小野伸二君） ⑩ハトムギ茶頒布代25万9,000円の増額ですが、本年度販売分について確定により増額するものです。

終わります。

○企画財政課参事兼課長（今野博行君） ⑱宮城県市町村振興協会市町村交付金13万1,000円につきましては、宝くじの販売実績に基づき交付されるもので、子供医療費の財源として充てております。

終わります。

○町民医療福祉センター福祉課長（牛渡俊元君） 次の22ページ、23ページをお開きください。

雑入の⑲高齢者生活支援ハウス利用料17万9,000円の減額につきましては、利用者の利用料、今後の見込みにより減額するものです。

終わります。

○生涯学習課参事兼課長（達曾部義美君） ⑳文化財関係など、書籍頒布代11万5,000円の増額につきましては、年度末までの見込みによるものでございます。

終わります。

○農林水産振興課参事兼課長（遠藤栄夫君） ㉑農地集積集約化対策事業補助金返還金については、見込みにより50万1,000円を見込むものでございます。

○企画財政課参事兼課長（今野博行君） 21款町債につきましては、第4表で説明させていただきましたので省略させていただきます。

24ページ、25ページ、歳出に参ります。

○議会事務局長（高橋 貢君） 歳出になります。

1款議会費1項1目細目2議会管理運営経費122万円の減額につきまして、9節旅費、普通旅費の65万円減額、11節需用費、印刷製品費10万円減額、13節委託料のうち、会議録調製業務委託料50万円の減額、いずれも今後の見込みによりそれぞれ減額するものでございます。また、10節交際費、議長交際費につきましては、今後の見込みにより3万円を増額するものでございます。

○総務課参事兼課長（渡辺信明君） 2款総務費の細目2一般管理経費でございます。4節③社会保険料、次の7

節②の臨時事務補助員賃金の減額につきましては、障害者雇用分といたしまして予算措置しておりましたが、雇用することができませんでしたので、減額いたすものでございます。10節の町長交際費につきましては、年度末までを見込み減額するものでございます。

次のページをお願いいたします。

12節②手数料インターネット公金取り扱い手数料及び④広告料合わせて13万8,000円の減、次の13節委託料のふるさと納税事務委託料で200万円の減額につきましては、今後の見込み等によりそれぞれ減額いたすものでございます。

次に、3の職員研修費9節普通旅費、次の19節研修会等負担金合わせて25万7,000円の減額につきましては、年度末までの見込みによるものでございます。

終わります。

○企画財政課参事兼課長（今野博行君） 4目1管財一般経費13節委託料健康文化複合温泉施設指定管理料789万3,000円の増額でございますが、その内訳としまして、3本立てになっておりまして、その内容等も含めてご説明をさせていただきたく、本日追加で資料を配付させていただきました。若干お時間をいただきながら、現在の指定管理の状況につきまして、ご説明をさせていただきます。

議案第20号の資料をご用意ください。

1ページでございますが、今年度の指定管理状況につきまして、水曜日休館の影響を中心に指定管理計画と比較した結果についてまとめさせていただきました。

2ページにつきましては、平成30年度の指定管理の計画と決算見込みについての比較表でございます。

3ページから6ページにつきましては、1月、または2月までの実績ということで載せさせていただいております。

まず、休館日の増加による利用者の声についてでございますが、平成30年5月末に決定した後、お知らせ掲示板や広報により、7月1日からの営業日前後につきましては、多少これまでどおりの営業を求める声もございましたが、それ以降につきましては、それらの声はほとんどなくなってきております。

次に、休館日導入後の入館者数についてでございますが、3ページをお開きください。

左側が入浴者の比較になっております。リニューアルをした平成28年度と比較をしますと約1万人ほど減少はしておるんですが、平成29年度と比較をしますと、7月から2月までということで、一番下の比較という欄がございます。そこの一番右を見ていただきますと、1,552人ということでプラスということになっております。ただ、4月から6月までが1,200人ほど減っておりますので、こちらのほうを差し引きしたということになりますと、ほぼ同程度の入り込みかと思っております。そちらのほうにつきましては、指定管理計画どおり進行していると思われしますので、水曜定休への大きな影響は感じられないというふうに考えております。

4ページにつきましては、そちらのほうをグラフにしたものでございますので、後ほどごらんください。

次がろまん館のほうで5ページでございます。

字が小さくて申しわけございませんが、こちらのほう、上の表にございますけれども、平成29年度と平成30年度の比較ということで、一番右側、そちらのほうでマイナス25人ということになっております。こちらのほうにつきましても、ほぼ同じ水準の利用者となる見込みでございます。ろまん館につきましては、メインの入館者、

現在は香港のツアー客ということでございまして、ツアーがある場合は当然水曜日も開館しておりますので、水曜定休への影響は感じられないというふうに思っております。

次に、収入及び支出についてでございます。

こちらのほうも天平の湯につきましては、3ページの右側のほうが売り上げの比較となっております。10月に20周年事業を行ったため、そちらのほうでは一部増加も見られましたが、全体として売り上げは減少となっております。人数のほうはさほど変わっていないんですが、残念ながら、こちらのほうの売り上げの比較については減少ということで、2ページの指定管理計画と決算見込みというものがございまして。こちらの天平の湯の欄を見させていただきますと、決算見込みと、あと計画ですね。そちらのほうの比較をしておりますが、売り上げ損益金額としては、約870万円の減額、それにつきましては、寿会員、現在2,200人ほどいるようなんですが、そちらのほう、あるいは回数券の売り上げが落ちておまして、寿会員等は今年度から始まった部分でございますけれども、それらのほうの減少の影響かと思われまして。

そして、支出に参りますと、燃料費のほうにつきましては、計画と比較しますと、600万円の増加でございます。その他の部分で、節減をしても販売管理費計のところでは300万円までは何とか圧縮ができるかというところで現在の決算見込みとなっております。

ろまん館につきましては、収入のほうは若干は増加しておりますけれども、こちらの天平ろまん館という2ページの部分を見させていただきますと、収入のほうにつきましては、約80万円増加の見込みでございます。ただ、支出のほうで人件費のほうで約280万円増加ということで、販売管理費計のところでは100万円の増ということになっております。トータルとしましては、損益ではマイナス28万1,000円というような決算の見込みでございます。

研修館、世代館、健康パーク、こちらの2ページのところのそちらを見させていただきますと、平成29年度と比較しますと大変大きな減少が見られます。なぜかと申しますと、平成29年度につきましては、前期にアルプス電気の長期の宿泊がございまして、そちらのほうだけで500万円の売り上げがあったということでございまして。そちらのほうの明細につきましては6ページに載せてございますけれども、アルプス分で496万6,000円となっております。こちらのほうの明細は後ほどごらんください。

こちらのほう、計画と決算見込みを比較しますと、収入につきましては、もともとそのアルプスの分については見込んでいない計画ということで、ほぼ計画どおりとなっております。

支出につきましては、管理費計のところですね。そちらの比較で528万2,000円と出ております。そちらのほうで減少ということになります。これは一体管理等によりまして、人件費で約390万円減少等が図られたことによるものと思っております。

まとめとしまして、年中無休、あるいは隔週の水曜定休から毎週定休へ変更したことによりまして、年24日間程度の定休日が増加しました。これにより、天平の湯については、延べ7,000人、ろまん館につきましては延べ120人へのサービス低下というふうに分析しておりますけれども、そちらのほうにつきましては、水曜定休の認知と公社の説明活動によりまして、定休日の変更前に戻しなさいというような要望はほぼなくなってきております。天平の湯及び天平ろまん館では、来館者数も前年度比で見ますと大きな減少はしておらないということで、平成28年から平成29年度につきましては、残念ながら9,000人、平成28年度がリニューアルをしておまして、来館者が多かったと思っておりますけれども、9,000人の減少から見ますと、何とか踏みとどまったという感がありま

す。

しかしながら、天平の湯の来場者が前年ベースで推移しているにもかかわらず、その指定管理計画と比較して、収入が相当減少して、支出が増加しているということで、これにつきましては、来年度以降の対応策ということで、早急に検討して、実行すべきものと思われまます。

また、不採算部門と言われる天平ろまん館及び研修館のほうにつきましては、指定管理計画と比較しましても、宿泊、売り上げ等々、あと一体管理による人件費の削減等が図られまして、その成果は上がってきていると思われまます。逆に天平ろまん館については、人件費のほうかふえておりますが、全体としては人件費の抑制が図られております。今後の指定管理料につきましては、基本協定第23条によりまして、5年間の指定管理計画の収支計画の中で、こちらの2ページの表で言いますと、右から3番目、全体計画という欄がございますけれども、そちらから下から3番目の欄、三角の5,109万1,000円とございます。もともとはこちらのほうを指定管理料として出すことを予定しておりました。ただ、経営努力等を期待しまして、その下の額、現計予算なんですけど、4,753万8,000円というもので現計予算としては措置をしております。

今回経営状況が非常に厳しいということもございまして、そのこちらでアップパーと考えている計画と現計予算との差額355万3,000円をお願いするというので、これがまず内訳としては1つ目の分でございます。

次に、7ページをお開きください。

こちらにつきましては、わくや天平の湯20周年記念事業の費用と申しますか、町で負担した分の明細でございます。わくや天平の湯20周年記念事業につきましては、10月10日から14日まで、入浴料を半額等々、さまざまなイベントを催しまして、期間中の来場者は4,983人ということで、大変盛会裏に終わったというふうに考えております。その負担につきましては、平成30年8月30日の協議に基づき、涌谷町の事業ということで、事業実施につきましては、公社で行うんですが、その総事業費としましては、271万6,000円となっておりますが、そのうち入浴料とメイン事業、それから宣伝広告費等につきましては、町が負担するというので協議をしておまして、その額231万円をお願いするということになっております。これにつきましては、本来9月議会等で上程をし、皆様をお願いをするべきものでございましたが、事業費等が決定しておらず、また、重油の上昇等もございまして、その状況がはっきりしてからあわせてお願いするというので考えておまして、今回の3月補正となってしまいました。これにつきましては、大変申しわけなく思っております。こちらにつきましては、これが第2本目ということになります。

次に、8ページをお開きください。

基本協定第19条リスク分担におきまして、物件費の物価変動が協定締結時に比べ10%以上上昇したときに協議するとなっております。相手からからの申し出によりまして、調査をしましてところ、重油につきましては、平成30年6月分から11月分までで10%以上上昇しているということで、その上昇分について町と相手方と協議を行い、その額としまして、一番左に出ております203万円をお願いするというのでございまして、以上、今まで申し上げました3本を合計しまして、789万3,000円の増額をお願いするものでございます。

もう一度2ページのほうにお戻りください。

2ページの右から2番目の決算見込みの一番下ですね。こちらのほうが不足する額を本来は指定管理料となっておりますんですが、決算見込みの一番下と、それからここから左斜め下、指定管理料の予算の現計、そちらの差額

は約1,000万円となっております。そちらが今現段階での決算の見込みとなるわけですが、今回の3本の指定管理料の補正予定額789万3,000円によりまして、赤字額につきましては、約210万円ほどに圧縮されますが、そこから今年度分の返還金ですね、540万円を手だてするということは、非常に難しいと思われることから、今年度は後年度へ繰り延べすることとして、歳入の減をあわせてお願いするものでございます。

今後につきましては、平成30年度の経営状況は非常に厳しい状況ということの報告は相手方から受けておりますが、指定管理ということで5年間の基本協定を締結しているところでありまして、提出されました5カ年の収支計画の予算の範囲の中で管理を履行していただくことが大前提というふうを考えております。昨年度は約900万円の利益を出しているという実績もありますので、より一層の経営努力とサービス向上を図っていただき、また、来年度には砂金とり事業をそちらのほうで販売をするというふうなことも予定をしているということですので、拠点以外の事業実施にも力を入れ、外貨の獲得、それから地域振興の委託事業などによって収入の確保を図るとともに、本来の公社の目的である涌谷町の地域振興等への寄与を期待するというふうと考えております。

以上、よろしくご理解のほどをお願いいたします。

予算書27ページのほうにお戻りください。

○議長（遠藤稔雄君） 休憩いたします。再開は午後1時といたします。

休憩 午後 0時00分

再開 午後 1時00分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（遠藤稔雄君） 再開いたします。

説明をお願いします。企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（今野博行君） それでは、26ページ、27ページをお開きください。

4目財産管理費1管財一般経費14節使用料及び賃借料3万円の増額でございますが、これにつきましては、竹の破砕機の借上げ料でございます。

終わります。

○総務課参事兼課長（渡辺信明君） 細目2庁舎管理経費19万2,000円の減額でございますが、15節本庁舎トイレ洋式化改修工事の契約差金によるものでございます。

終わります。

○企画財政課参事兼課長（今野博行君） 5目1企画調整経費⑧記念品24万2,000円の減額につきましては、顕彰記念式及び名誉町民推戴式事業の確定によるものでございます。

6地域公共交通対策経費10万6,000円の減額につきましても事業費の確定によるものでございます。

28、29ページに参ります。

7プレミアム商品券事業費170万6,000円でございますが、本年10月に予定されております消費税、地方消費税率引き上げに伴い低所得者等の影響緩和及び地域における消費喚起下支えのためこの事業を行う市町村に対し、

国として財政支援を行うこととなりましたことから、その準備のため事務経費を計上するものでございます。この準備経費につきましては、そのまま平成31年度に繰り越しをする予定でございます。県のほうからの説明会が1回だけということで、まだ国のほうでも細部までは固まっていないようなんですが、今現在わかっている内容ということでお話を申し上げますと、購入対象者につきましては、住民税非課税者、基準日につきましては、2019年の1月1日、ただし、こちらのほうは住民税課税者と生計同一の配偶者、扶養親族、生活保護被保護者等は除くというふうになっております。それから、3歳未満の子が属する世帯の世帯主、こちらのほうは基準日のほうは本年の6月1日ということになっております。まだそちらのほう、データとしては入ってはいないんですが、今までの形を見ますと、住民税の非課税者につきましては約1,600人ほど、それから3歳未満の子が属する世帯主につきましては、180世帯ほどかというふうに見ております。そして、そちらのほうの制度の概要でございますが、購入の限度額ということで、額面が2万5,000円で1セットということで、販売額につきましては2万円ということになります。割引率は20%、補助額としては5,000円ということになります。使用期間につきましては、国の考えとしましては10月ごろから来年の3月までというようなことを想定しているようでございます。こちらのほうにつきましては、今のところ遠田商工会と調整をしていることとなっております。

続きまして8 地方創生事業費17万6,000円の減額ですが、今後地方創生推進委員会の開催を予定していないことから減額するものでございます。

9 地域おこし協力隊事業費につきましては、確定見込みにより増減をするものでございます。

終わります。

○総務課参事兼課長（渡辺信明君） 続きまして、8目細目1 交通安全対策経費で18万7,000円の減、次の細目1 職員福利厚生経費の職員健診委託料で30万8,000円の減につきましては、年度末までの見込み及び事業の確定による減額でございます。

終わります。

○まちづくり推進課長（小野伸二君） 続きまして、30ページ、31ページをごらん願います。

10目コミュニティ事業費1 コミュニティ事業経費8万6,000円の増額ですが、12節②手数料ハトムギ茶ラベル等廃棄手数料ですが、今後町ではハトムギ茶を製造しなくなったことから、昨年製造し残ってございましたラベル及びケース、箱ですね、こちらの廃棄処分代として、21万6,000円を増額するものです。19節④補助交付金の13万円の減額につきましては、確定により減額するものです。

細目2 移住定住推進事業経費6万2,000円の減額ですが、確定により減額するものです。

終わります。

○企画財政課参事兼課長（今野博行君） 12目財政調整基金費1 基金管理経費150万円の増額につきましては、利子分の積み立てでございます。予算可決後の基金の額は5億2,514万円となるものでございます。13目減債基金費1 基金管理経費5,000万円につきましては、県から借り受けています黄金山工業団地分の償還に充てるために積み立てるものでございまして、予算可決後の基金の額につきましては、減債基金として3億9,454万8,000円となるものでございます。

終わります。

○総務課参事兼課長（渡辺信明君） 次の細目1 防犯経費の11節⑤光熱水費で88万6,000円の増額につきましては、

今後の見込みによるものでございまして、次の19節③遠田地区防犯協会連合会負担金につきましては、確定により減額をいたそうとするものでございます。

次のページをお開き願います。

○企画財政課参事兼課長（今野博行君） 5項2目6農林業センサス2,000円の減額でございますが、事業費の確定によるものでございます。

終わります。

○町民医療福祉センター福祉課長（牛渡俊元君） 次の社会福祉費になります。社会福祉事務経費でございますが、民生委員の推薦委員会を開く必要がございませんでしたので4万円の減額、それから自殺対策計画の策定委員報酬につきましても役場の職員で対応しましたので、それから7万円の減額です。同じく費用弁償につきましても16万8,000円の減額となります。

終わります。

○町民医療福祉センター健康課長（紺野 哲君） 細目3国民健康保険対策経費28節繰出金13万4,000円の減額ですが、国保会計への繰出金で、確定見込み等によるものでございます。

終わります。

○町民医療福祉センター福祉課長（牛渡俊元君） 34ページ、35ページをお開きください。

在宅老人福祉経費になります。緊急通報システム保守点検手数料が年度末までの見込みで70万円の減額となります。それから、社会福祉法人等軽減補助金18万9,000円の増額ですが、これも年度末までの見込みによるものでございます。償還金になります。低所得者利用負担軽減補助金返還金、これは平成29年度の県への補助金の返還金26万5,000円となります。次の敬老事業経費になります。まず、敬老祝い金、1名の方が100歳前にお亡くなりになりましたので、30万円の減額となります。それから敬老会演芸等への謝礼、それから記念品、食糧費につきましては確定による減額となります。

終わります。

○町民医療福祉センター健康課長（紺野 哲君） 細目5介護保険対策経費28節繰出金2,943万9,000円の減額につきましては、介護保険会計への繰出金で、今後の見込みによるものでございます。内容といたしまして、介護予防、日常生活支援総合事業で1,900万円、その他地域支援事業で1,300万円の減額としておりますが、これは介護保険会計において国、県からの交付決定が増額されたことなどにより、一般会計からの繰り出しが減額となるものでございます。

次の細目7項後期高齢者医療対策費繰出金258万8,000円の減額ですが、後期高齢者医療保険会計への繰出金で確定によるものでございます。

終わります。

○町民医療福祉センター福祉課長（牛渡俊元君） 次の在宅障害者福祉費委託料です。知的障害者グループホーム体験ステイ委託料10万8,000円の減額につきましては、利用がございませんでしたので減額となります。

次のページをお開きください。

障害者自立支援費になります。まず、手数料ですが、医師意見書作成手数料40万円の減額ですが、これも年度末までの確定によるものです。

委託料でございます。まず、2番目の知的障害者職親委託料につきましては、利用者がグループホーム等へ入所しましたので、33万円の減額となります。それから、訪問入浴サービスの委託料。

それから次の扶助費になりますが、障害者医療費自立支援給付費、障害児施設給付費につきましては、サービスの増加ですとか、利用者の増加によりまして、年度末までの見込みにより増額をお願いいたすものでございます。

終わります。

○町民医療福祉センター子育て支援室長（木村智香子君） 2項1目3児童手当支給経費7②臨時事務職賃金につきましては、見込みにより減額いたすものです。

7子育て支援経費23①償還金162万円の減額につきましては、平成29年度の子ども・子育て支援交付金の返還金ですが、この交付金は、変更申請で当該年度の交付金額が決定され、支給を受けるもので、翌年度精算での追加交付は認められないため、余裕を持って申請したことから、返還となったものです。

8児童虐待防止対策経費15万2,000円の減額ですが、4共済費と7賃金につきましては見込みによる減額で、23①償還金につきましては平成29年度分の児童虐待対策総合支援事業補助金の返還金でございます。この交付金についてもさきの交付金と同じ理由です。

4目児童館費、次のページをお開きください。

2児童館運営事業経費501万7,000円の減額でございますが、4共済費と7賃金で年度末までの支給見込みによるものですが、当初編成時から保育士等の退職、採用の増減でございます。

6保育所費3こども園経費4共済費112万3,000円の減額と賃金393万1,000円の減額につきましては、当初編成時から退職、採用の増減によるものでございます。

11需用費⑦賄い材料費240万円の減額につきましては、今後の見込みによるものですが、園児数の減と土曜日、長期休暇の利用児童数が減少したこと、インフルなどの欠席児童分によるものでございます。

12役務費11万1,000円の減額につきましては、それぞれ確定による減額でございます。

18備品購入費15万6,000円の増額につきましては、来年度さくらんぼこども園で始まります預かり保育の机を購入するものです。

終わります。

○町民医療福祉センター健康課長（紺野 哲君） 4款衛生費1項2目細目2結核予防経費委託料45万1,000円の減額ですが、結核・肺がん検診の実績によるものでございます。

次の4目細目1疾病予防対策事業経費13委託料62万円の減額につきましても、各種検診の実績によるものでございます。

終わります。

○町民医療福祉センター総務管理課参事兼課長（浅野孝典君） 次のページ、40ページ、41ページをお開き願います。

4款4項1目2医療福祉センター管理経費11需用費につきましては、③燃料費並びに⑤光熱水費につきましては、年度末までの見込みによりそれぞれ合わせて53万円の補正増をお願いいたすものでございます。

終わります。

○農業委員会事務局長（瀬川 晃君） 6款1項細目1委員会運営経費、旅費の費用弁償でございますが、今後の見込みにより4万3,000円お願いするものです。

終わります。

○農林振興課参事兼課長（遠藤栄夫君） 2目につきましては財源の内訳の変更でございます。

3目細目119節④につきましては、それぞれ額の確定により減額をお願いするものです。

4目細目228節の繰出金につきましては、歳入でも申し上げましたが、繰り上げ返納に伴う繰出金でございます。

次のページをお開きください。

5目細目213節委託料につきましては、集団化事業業務委託料の確定に伴う225万8,000円の減、集積促進計画作成については、事業進捗の関係で事務局対応としたことから、270万円の減額をお願いするものです。19節①国県負担金の4,737万4,000円につきましては、国の補正増により名鱈で100万円、鹿飼で1,872万4,000円、出来川左岸上流で2,765万円の増額となったものです。④補助交付金の126万2,000円の減額につきましては、長寿命化に取り組んでおります1組織で不用額が生じた分の減額でございます。

細目319節①国県負担金574万円の減額につきましては、大谷地地区でポンプの修繕を予定しておりましたが、平成31年度事業となったため減額するものです。

17目細目119節④につきましては、それぞれ額の確定に伴い減額するものです。23節償還金につきましては、受給者の売買による解約のため返還金となるものでございます。

先ほど午前中に歳入の23ページ54で、間違った説明をしてしまいましたので、訂正をお願いします。

50万1,000円につきましては、ただいま説明しました返還金を見込むものでございます。

終わります。

○まちづくり推進課企業立地推進室長（大崎俊一君） 7款商工費1項商工費2目商工振興費2企業誘致対策経費9節②普通旅費につきましては、今後の見込みにより8万2,000円の増額をお願いするものです。

○まちづくり推進課長（小野伸二君） 続きまして、44ページ、45ページをごらんいただきます。

3目観光費1観光振興対策経費で28万6,000円の減額でございますが、報償費から委託料まで3月までの見込み額及び確定による減額となります。

終わります。

○建設課長（佐々木竹彦君） 8款土木費です。土木総務経費の負担金補助交付金の減額は額の確定によるものです。

道路橋りょう総務経費の光熱水費は道路照明等の電気代で年度末の見込み増額でございます。

委託料につきましては執行残の減額でございます。

次のページ、46、47ページをお開きください。

道路維持補修事業費も各細節ごとの契約差金や執行枠による減額でございます。

次の道路改良実施設計業務委託料35万3,000円は契約差金による減額でございます。

続きまして、都市計画事務経費の消耗品は追録代9,000円の不足増額でございます。

委託料は契約差金でございまして、都市計画審議会経費は行わなかったために減額となります。それから公園

管理経費の光熱水費は公園照明等の電気代の不足見込みによる増額でございます。

次のページ、48、49をお開きください。

○下水道課長（平 茂和君） 4目下水道費1下水道事業費19節③その他負担金は下水道事業会計へ繰り出す下水
同事業会計負担金を121万円減額するものです。

終わります。

○建設課長（佐々木竹彦君） 4項住宅費公営住宅管理経費の光熱水費は、八雲住宅の防犯灯の電気代の不足見込
みの増額でございます。委託料と工事請負費は同じく契約差金による減額でございます。

終わります。

○総務課参事兼総務課長（渡辺信明君） 9款消防費細目1常備消防経費で102万2,000円の減額につきましては、
大崎広域への負担金額の確定によるものでございます。

次の細目1非常備消防経費につきましては、それぞれ事業費の確定及び年度末までの見込みにより増減いたす
ものでございます。

次のページをお願いいたします。

細目2消防施設整備事業15節①消防水利整備工事で、213万2,000円の減につきましては、太田地区に設置いた
しました防火水槽設置工事の契約差金でございまして、次の19節①地域衛星通信ネットワーク事業負担金12万
3,000円の減につきましては、額の確定によるものでございます。

次の細目3国民保護経費128万9,000円の減額につきましては、18節備品購入での全国瞬時警報システム——J
アラートと言われるものでございますが、その受信機購入費で契約差金により減額いたそうとするものでござい
ます。

終わります。

○教育総務課長兼給食センター所長（熱海 潤君） 10款教育費でございます。1項2目細目2事務局経費8節②
記念品10万円減額、14節①使用料及び賃借料AEDリース料8万4,000円の減、自動車借上料3万9,000円の減、
19節④補助交付金、特別支援教育研究補助金1万円の減につきましては、年度末までの見込みによる減額となり
ます。

小学校管理費に参ります。次のページ52ページ、53ページをお開きください。

2項1目細目3小学校施設整備費13節委託料①委託料の小学校空調設備実施設計業務委託料378万5,000円減額
は、入札による金額の確定による減額となります。小学校空調設備整備工事監理業務委託料330万円の増額は、
今後見込まれる空調設備工事の工事監理に係る費用をお願いするものでございます。15節①工事請負費、涌谷第
一小学校屋内消火栓設備整備工事18万円の減額は、入札差金による減額、小学校空調設備整備工事1億5,840万
円は、今年度限りの文部科学省特例交付金を活用し、小学校の普通教室と、職員室に空調設備を整備しようとす
るものです。こちらについては繰り越しを見込んでおります。

2目細目1小学校教育振興経費11節③燃料費49万9,000円の増額は、単価高騰による不足が見込まれる額の増
額をお願いするものです。⑤光熱水費7万1,000円の増額についても、年度末までの見込みによる増額をお願い
するものです。12節①通信運搬費21万4,000円は、使用料の増加による年度末までの見込みによる不足額をお願い
するものでございます。14節①使用料及び賃借料、教育用システム使用料352万6,000円の減額は小学校3校の

パソコン教室の機械を11月から借りる予定でしたが、機種を選定や使い方など、学校との調整に時間を要したことから、今年度は1カ月分の賃借料となったことから、減額するものでございます。

3項1目細節413節委託料中学校空調設備実施設計委託料145万4,000円の減額、中学校空調設備整備工事監理業務委託料121万6,000円については、小学校の設備整備と同様に、入札による金額の確定による減額と、今後見込まれる工事監理業務に係る経費を計上するものです。15節①工事請負費プールろ過装置交換工事9万9,000円の減額は、入札差金の減額と中学校空調設備整備工事6,160万円は、こちらも小学校同様、普通教室及び職員室に空調設備を整備しようとするものでございます。こちらについても繰り越しを見込んでおります。

次のページ、54ページ、55ページをお開き願います。

2項2目細目18節報奨金7万8,000円の減額は、次の11節需用費②消耗品に組み替えをお願いし、さらに見込みによる合わせて30万円の減額をお願いするものでございます。⑤光熱水費60万円は、年度末までの見込みによる増額をお願いするものです。18節①備品購入費、教育用備品購入費3万2,000円の減額は、原子力・エネルギー支援事業に係る備品購入の額確定による減額となります。

4項1目細目211節需用費⑤光熱水費19万2,000円、⑥修繕料6万1,000円は、年度末までの見込みによる増額をお願いするものです。

○町民医療福祉センター子育て支援室長（木村智香子君） 5幼稚園保育委託経費13委託料、給食配食業務委託料366万4,000円の減額につきましては、今年度から始まりました幼稚園でのお弁当給食の委託料ですが、園行事や、土曜、長期休みの際の配食数の減により減額を見込むものです。

終わります。

○生涯学習課参事兼課長（達曾部義美君） 5項3目文化財保護費の文化財保護経費の7節賃金95万2,000円の減額につきましては、佐々木家文化財資料整理の臨時職員3名を予定しておりましたが、年度末まで2名で整理ができる見込みにより減額するものでございます。8節報償費3万4,000円の減額につきましては、年度末までの見込みによるものでございます。11節需用費⑤光熱水費8万円の減額につきましては、年度末までの見込みによるものでございます。

56ページ、57ページをお開き願いたいと思います。

13節委託料39万2,000円の減額につきましては、佐々木家住宅の植栽管理、機械警備等の契約差金によるものでございます。19節負担金及び交付金④補助交付金5万3,000円の減額につきましては、妙見宮防火設備補助金の額の確定によるものでございます。

細目2の歴史公園管理経費11節需用費⑤光熱水費9,000円の増額ですが、追戸横穴歴史公園の電気料の年度末までの見込みによるものでございます。

4目史料館費につきましては、財源の組み替えでございます。

5目発掘調査費の53万3,000円の減額につきましては、鹿飼沼発掘調査が終了したため、確定によるものでございます。なお、発掘調査は、平成31年度で終了予定でございます。

6目くがね倉庫費の11節需用費⑤光熱水費4万7,000円の増額ですが、年度末までの見込みにより増額するものでございます。

終わります。

○教育総務課長兼給食センター所長（熱海 潤君） 6項保健体育費、次のページ58ページ、59ページをお開きください。

細目2 1節③非常勤職員報酬1万5,000円の減、9節①費用弁償5,000円の減は、年度末までの見込みによるものです。11節需用費③燃料費48万4,000円は、A重油は価格高騰による年度末までの見込みをお願いするものです。⑦賄い材料費55万3,000円の減額は、歳入で申し上げました給食費徴収金の55万5,000円減額の同額の減額で、年間の給食数確定による減額となります。

○生涯学習課参事兼課長（達曾部義美君） 3目体育施設費につきましては、財源の組み替えでございます。終わります。

○企画財政課参事兼課長（今野博行君） 12款1項1目1町起債元金5,000万円の減額につきましては、黄金山工業団地売払い収入を県への償還に充てる予定でしたが、年度内の売却が見込めないため、減額をいたすものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（遠藤稔雄君） 以上で議案第20号 平成30年度涌谷町一般会計補正予算（第7号）の説明は終了いたしました。

これより質疑に入ります。

なお、人件費全般についての質疑はここでは行わず、各予算の款項において質疑を行いますので、ご了承いただきたいと思っております。

初めに、4ページの第2表となります繰越明許費、5ページの第3表地方債補正についての質疑ございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） それでは、歳入に入ります。歳入は一括質疑となります。8ページ1款町税から23ページ20款諸収入まで質疑ございませんか。1番。

○1番（竹中弘光君） 21ページ、地域振興公社運転資金貸付金返還金とありますけれども、この部分に関しまして、私、前の3月議会、それから6月議会でも申しておったんでございますけれども、そのときの回答が、要は今、たしか2,700万円残高として残っていると思うんですけども、それを公社との関係で払える額を計上するというので、この540万円、どういう根拠で出てきたかはわかりませんが、払えるということで、毎年の約定にしたと思うんですけども、要は、そこも言いましたけれども、約定にするということは、約定を繰り越すということは、不渡りを出すということで、契約不履行に値すると思うんです。その部分においては、どのような形で「ないものは払えない」と言われてしまえば、それまでかもしれませんけれども、経営努力によって、この部分は、資金手当てをしてもらえるべきだと考えて、繰り越すべきではないと考えるんですけども、いかがでしょうか。

○議長（遠藤稔雄君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（今野博行君） はい、お答え申し上げます。

先ほど説明をいたしましたけれども、赤字に現段階では1,000万円近くの見込みがあると。そして、今回皆様にお認めいただければ、赤字額のほうは今210万円ほどには減額になる、圧縮になるんですけども、そこから

またさらに540万円を支払うのはなかなか難しいというようなことで申し入れがございまして、今回お認めいただければ、契約の消費貸借のそちらのほうの変更をさせていただいて、後年度のほうに最後のほうで私申し上げましたけれども、昨年度900万円という利益も出ておりますので、今後そちらのほうをより一層経営努力をしていただいて、その契約どおりに返していただくようお願いをするということで事務方としては考えております。

以上です。

○議長（遠藤稔雄君） 1番。

○1番（竹中弘光君） 一番は返せないものは返せないという部分に値すると思うんですけども、私はだから約定を変えるべきだということ saying いたつもりだったんですけども、だから、そのために要は何かこうやって赤字というか、資金が足りなくなることがあって、その部分に関して、その時々で行政というか、町のほうに要求されるということで、それをなくすために一般社団法人という形で会社をその部分でつくったわけだと思うんですよ。その部分において、その会社として営業努力というか、その部分での資金手当てという方法は要求しなかったのかどうかお聞きします。

○企画財政課参事兼課長（今野博行君） はい、ちょっと済みません。2,700万円ですか、そちらのほうの貸し付けとあと歳出のほうで皆様をお願いをしております780万円について切り離して考えていただきまして、歳出のほうにつきましては、それぞれ基本協定、それから協議に基づいて支出をするものということで、切り離してお考えをいただきたいと思うんですけども、結果的には赤字額のほうが発生してしまうということで、今回のような措置をお願いすることになっております。

○議長（遠藤稔雄君） 1番。

○1番（竹中弘光君） ここで言いますけれども、その部分は資金手当てを要求することは公社のほうのそちらのほうに言えなかったのかどうなのかということでございます。

○議長（遠藤稔雄君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（今野博行君） 会社としてというお話ではなくてですか。

○議長（遠藤稔雄君） 許可します。どうぞ。

○1番（竹中弘光君） 法人になったわけでございますんで、今まではそういう部分の中で、そういう組織を組んでいなかったの、自前でもっての資金手当ての方法がなかったという前回答だったと思うんですよ。そういうことをなくすために、法人組織をつくりまして、そこでもちろん指定管理ということで町のほうではかかわってはいきますけれども、予算がそういう部分で足りなくなった場合は、自前でもって手当てをするために法人組織を立ち上げたというふうに理解していたものですので、そういう形で法人のほうに資金手当てを町として、今の課長の説明ですと、足りなくなった要因というのはわかりますので、出しますけれども、別の部分でもっての約束事ですので、資金手当てをして、返してくださいという、そういう要求はしなかったのかということでございます。

○議長（遠藤稔雄君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（今野博行君） 要求と申しますか、そちらのほうは当然一般社団法人ですので、そちらのほうで考えていただくべきものと思っております。

以上です。

○議長（遠藤稔雄君） 2番。

○2番（佐々木敏雄君） 関連でご質問いたしますけれども、先ほどの説明で繰り延べするということが説明ありました。それから、契約は5年間ということですが、その1年繰り延べするということは6年間で払う、期間は6年になるという解釈でいいのでしょうか。その辺。

○議長（遠藤稔雄君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（今野博行君） いえ、そちらのほうにつきましては、今回の指定管理のほうは平成34年まででございますので、その中で返していただくというふうに考えております。

○議長（遠藤稔雄君） 2番。

○2番（佐々木敏雄君） 一般財団になって、スタートしたわけですが、法人になってスタートしたわけですが、この2,700万円というのは、結局前の振興公社、切り離してですね、前の振興公社の負債を法人が支払うという契約をしたんだと思うんですが、その辺の話し合いというのは、どのような話し合いが行われたのか、ちょっと理解できないんですが、2,700万円というのは、もう一度繰り返しますけれども、振興公社としての負債を一般社団になって、その分も負債を抱えてスタートしたと理解していいわけですね。それを5年間で支払う。それを社団法人で5年間で払いますよという契約をしているんですよね、その辺をちょっと確認したいんですが。

○議長（遠藤稔雄君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（今野博行君） はい、公社としましては全て法人になる前の財産その他のほうは承継しておりますので、当然こちらのほうについてもそのまま承継するというふうに考えております。

○議長（遠藤稔雄君） いいですか。4番。

○4番（稲葉 定君） そのことに関連して質問します。

常任委員会でも聞き取りでも、そのことを尋ねたんですが、540万円お貸ししているんですが、返せないのであれば、個人保証でもなんでもつけていただかないと、どうにもならないんじゃないかなということなんです。

それから、540万円でもとりあえずいいとしても、これは無利子なわけですね。社団法人なんですから、金融機関から金を借りて、利息をつけて借りるのが筋だと思うんです。どうなんでしょうか。

○議長（遠藤稔雄君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（今野博行君） はい、個人保証につきましては、現段階の契約書についてはうたっておりませんので、そちらのほうで履行をしていただくというふうに考えております。

それから利子につきましても、当初の2,700万円、当初は3,000万円についてのその契約書の変更契約をしておりますので、そのまま現契約は生きるというふうに考えております。

以上です。

○議長（遠藤稔雄君） 4番。

○4番（稲葉 定君） これは町税を徴収するときだって、町民の方から延滞すれば延滞利息ついたり、そういったふうにして、財政を回しているのに、何でここ地域振興公社だけ特別扱い、契約したからって特別扱いなんですか、それはおかしいと思いますけれどもね。

○議長（遠藤稔雄君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（今野博行君） それにつきましては、契約書どおりということになっております。

○議長（遠藤稔雄君） 4番。

○4番（稲葉 定君） 何でそういったアメリカと日本の地位協定を例にして申しわけないんだけど、変な不合理な納得のいかない契約をしたのか、私たちは関与していないので、よくわからないけれども、何でそういう不合理な契約になっているんでしょうかね、おかしいでしょう。

○議長（遠藤稔雄君） 再答弁、企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（今野博行君） はい、こちらのほうにつきましては、私の調べた限りでは平成16年からそのままやっておるようでございます。

以上です。

○議長（遠藤稔雄君） 6番。

○6番（只野 順君） 地域振興公社のお金の件でございますけれども、再三監査委員さんが指摘して、そして、私たちのこの議会の中でも何度も話されてきて、それで町のほうとしての指導しながら、そして振興公社、あるいは今度一般社団法人として、株式会社化していく方向だと、私は考えておりました。それで、町として、監査委員さんがこの間、今企画課長が言いましたけれども、平成16年からずっとこの話はしているんですよ。そして、その中で町はどういう指導をして、計画を立てて、そして何をしてきたのかまず。それから地域振興公社の方針というもので、計画書出てきているわけですから、それに基づいて、しっかりと返済計画も含めて予定を立てたと思うので、その辺に関して、2点、質問します。

○議長（遠藤稔雄君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（今野博行君） 1点目のほうでございますが、今まで何をしてきたのかというお話ですが、平成16年から最初は1,000万円から始まったようでございますけれども、実際、こちらのほうが表面化してきたのは、私が見る範囲では、平成27年かなというふうに思っております。そちらのほうで公社が資金ショートする可能性があるということで、そのときに皆様にもお話をしておるかと思っております。ですので、それまでは今までどおりといいますか、1,000万円を貸す、そしてすぐ返していただくというような形で進んできております。平成27年度以降は、当然こちらのほうからもそれなりの指定管理料をお支払いしておりますし、昨年度は900万円と利益も出しております。たまたまといいますか、今回平成30年度につきましては、赤字の見込みがあるというようなことでございますけれども、より一層の経営努力と、あとサービス向上もあわせてやっていただきながら、こちらのほうの返還のほうも求めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（遠藤稔雄君） 6番。

○6番（只野 順君） 指導してきたというようなお話でございますけれども、具体的にはやはり監査委員さんが前に指摘した項目とか、そういったものを振興公社がきちんとやってきたのかと、そういう点のことも含めて、課長は途中からですから、どういった感想を持っていますか、そこら辺の話で。

○議長（遠藤稔雄君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（今野博行君） 本年度が1年目の指定管理になっておりますけれども、5年間のうちの。

その前にもモニタリングということで、当然、監査委員さんのほうからいろいろご指摘もいただいております。それに関しましても、相手方のほうには申し伝えて、しっかりやっってくださいということではお話ししておると思いますけれども、こちらのほうの指導不足と言えればそれまでかもしれませんけれども、今後ともそちらのほうにつきましては、監査委員さんおっしゃるとおりのような指導をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（遠藤稔雄君） 6番。

○6番（只野 順君） 町の緊急事態宣言を受けて、今町民が関心を持っているのは、こういった振興公社に対するお金の出し方、こういったものについて、やはりきちんと対応すべきというお話でございます。私は、この議案というか、この予算が修正される、あるいはそういったふうになった場合に、振興公社のほうはどう考えているか、考えあるのか、わかれば聞きたいと思えます。

○議長（遠藤稔雄君） 答えはありますか。ありませんか。この件に関しては、その返答ができないということですが、ご了解いただけますか。

ほかに。10番。

○議長（遠藤稔雄君） 10番。

○10番（門田善則君） この件の関連でございますけれども、単純に我々議会のほうにお話があったときに、法人化をすると。いいことだなというふうに思っておりました。それで、貸付金についても、1回で払えないので、5年間で償還、契約期間内での償還ということで、お話がついてかと理解しております。しかしながら、今回、その540万円に関しては、1年度分が払えないというふうな話の中で、こういった三角になっているわけですが、私からすれば、法人というものは、先ほど前者も言っておりましたけれども、こういう契約にのっとってやる場合には、自分たちの経営努力が足りなくて、それが履行できないということになった場合には、自分たちがその責任を負うということが法人はなっているはずですよ。ですから、我々、今議員さん方が質疑しているのは、なぜ契約どおりにしてくれないんだと。もしこのお金がないのであれば、自分たちが借入れを起こしても支払うべきではないかということを言っているわけです。その辺について町の考え方はどうなんだということを聞いていただいているわけですよ。

ですから、町としてもそのことは強くお話をしましたとか、私はこう思っているというのはあると思えますけれども、町長としてこの件についてはどう思っていたのか、課長ではわからないと思えます。政治的なこともあると思えますから、その辺いかがですか。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

○町長（大橋信夫君） 一般社団法人地域振興公社、いわゆる法人格の組織ですから、会社化と同じですね。例えば仮に経営に行き詰れば、身を削る、あるいは給料を減額する。資産を処分するというような考え方はあるのかという、そういった中で、今回平成31年度はそういう方向で強く臨みたいと思っております。

○議長（遠藤稔雄君） 10番。

○10番（門田善則君） 恐らく町長の言うとおりでと私も思います。

それで、町長もその指定管理者、法人になって、じゃあ責任を持ってくれるんだらうなということでお願いしていたと思うんですよ。我々議会もそう受けとめました。しかしながら、1年目からこういう状況では、そうす

ると、あの協定書の中に、やってみて、そぐわなかったら、いつでも破棄できるように書いている文言がどこかに入っていたような気がするんです。その辺、私はもう最初から、こう厳しい法人に預けてしまったなという感じがするんですけれども、その辺については、町長、いかがですか。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

○町長（大橋信夫君） 昨年もこのようなご意見を頂戴しまして、たしか6月議会でしたかね、私が申し上げたのは、やはり履行できないのであれば、契約解除、あるいは再契約あり得るよということを申し上げましたので、まだ6月になっていませんけれども、そういった強い気持ちは持っております。

○議長（遠藤稔雄君） 10番。

○10番（門田善則君） 今町長からの強い気持ちを聞きました。これは町長も議会も同じ考えなんですよ。実際法人にお願いするということは、それだけの責任が会社側にも生じるということを理解して受け取ったんでしょということを言えるはずなんです。ですから、町長のその言葉をぜひ今回、この議会がどういうふうに決まるか、補正も決まるかわかりませんが、ぜひそのことをやっぱり協定どおりにやってほしいということを強く言うべきだと思いますけれども、いかがですか。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

○町長（大橋信夫君） そのような形で指導したいと思います。

○議長（遠藤稔雄君） ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） それでは、質疑がなければ歳出に入ります。よろしいですか。

歳出に入ります。歳出は項ごとになります。

初めに、24ページから25ページ1款1項議会費について質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） それでは、24ページから31ページに入ります。2款の総務費、1項総務管理費について質疑ございませんか。9番。

○9番（杉浦謙一君） 25ページ、一般管理経費、説明の中で障害者雇用の説明がありまして、昨年私の記憶では4人ほど足りないという認識でありましたけれども、現時点ではどのくらいの雇用になったのかお聞きしたいと思います。

あとコミュニティ事業経費、31ページでありますけれども、ハトムギ茶に関するもの、確かに当初予算の入ってしまうかもしれませんが、平成31年度の当初予算にはこのハトムギ茶の関連は入っていないと思っておりますが、この事業をやめるという話でしたが、その理由は一体何なのか、この2点、お聞きしたいと思います。

○議長（遠藤稔雄君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（渡辺信明君） それでは、杉浦議員のご質問で、障害者雇用の関係でございますけれども、以前の説明の中で、4人足りないという状況にあるというお話をしておりましたが、その後も引き続きハローワーク等に募集はかけておるわけですが、今のところ採用はされていないということで、今現在についても4人の減というふうな状況でございます。

終わります。

○議長（遠藤釈雄君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小野伸二君） ハトムギ茶の製造を町でやめる理由ということでございます。

ハトムギ茶のほう、平成28年から3カ年にわたりまして、3回ほどつくってまいりました。町で事業を実施するというので、3カ年たって、内容を精査しまして、今後どうするかということで、やはり実は町でやめて、ほかの民間等々で事業者を募集したところがございます。そういった中で、そろそろ次の世代に行くときに、3カ年も経過したわけですので、次の事業等々ということになりまして、最終的には町長と相談して、町の事業としてのこの収益を求めないということの制約がありましたので、まず町のほうではやめましょうということで、なおかつ民間にやれる分は民間にやるということで、内部で検討した結果としまして、まずはやめましょうということで相成ったわけでございます。

平成31年度の話もありましたが、平成31年度につきましては、町として、町のかわりにやっていただける方々を何とか見つけてまして、その方に対して、後で当初のほうでご説明いたしますが、そちらのほうで展開のほうをしていただくという方向になったわけでございます。

○議長（遠藤釈雄君） 9番。

○9番（杉浦謙一君） 障害者雇用でございますけれども、確かに昨年もハローワークに募集をかけるということで答弁をいただいておりますけれども、やはりそれだけでは現状のままだと思うんですね。いろいろこれは国、県のいろいろと報道もあって、大分問題になった問題でありますけれども、やはり県なり、やっぱりそういったきめ細やかなちゃんと県からも通達はあると思うんですね。そういった点で、もう少しこのこれも平成31年度まで事業を引き継ぐわけですから、何らかの対策をとっていただいて、町にも障害者の方もおられると思います。そういった情報も仕入れながらやるべきだと思うんですけれども、障害者雇用に対して、2回目の質疑をしたいと思っております。

そしてまた、ちょっとこれも平成31年度の当初予算に入ってしまう、ちょこっとだけ、先ほどの課長の答弁でしたけれども、今後、民間の方にお任せするという形で、これから探すということで確認、そういうことなのかと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（遠藤釈雄君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（渡辺信明君） それでは、引き続きのその障害者雇用の関係でございますが、国のほうからもういろいろと通知は来ております。ただ、障害者雇用といっても、例えばこちらからこういった仕事をさせたいのでというふうなことで募集の方法は国県のほうではされていないようでして、ある程度障害者の方を雇用してから、その人に合った仕事をさせているというふうなのが聞いているところではございますが、こういった仕事を私たちの町の中でやらせることができるのか等々を、それから近隣の市町村でどういうふうな障害者の方に仕事をさせているのかとか、その辺の情報を集めながら、それから募集の仕方とか、検討していきたいというふうに考えております。

終わります。

○議長（遠藤釈雄君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小野伸二君） 来年度なり、平成31年度になりますが、やっていただける業者については、内諾を得ておりまして、それに向けての措置ということで平成31年の予算のほうには計上させていただいている

ところでございます。

終わります。

○議長（遠藤稔雄君） ほかにございませんか。2番。

○2番（佐々木敏雄君） 27ページ、管財一般経費の委託料についてですけれども、先ほど歳入でも話ありましたけれども、先ほど質問した中で、一般社団法人になる前の借財分ということで先ほど話をしましたが、それが社団法人に継承されたという説明を受けたんですが、社団法人にそれを負担させるんじゃなくて、ここの部分で、町のほうで負担するというか、その借財分をなしにするというか、そういう方法というのは考えられなんでしょうかお伺いします。

○議長（遠藤稔雄君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（今野博行君） 事務方といたしましては、契約書どおりというふうに考えております。

○議長（遠藤稔雄君） 2番。

○2番（佐々木敏雄君） 先ほど話したように、前の振興公社と一般社団の団体とはまた別なわけですのでね、その辺は切り離して考えてもいいのではないかなと思うんですけれども、その辺の話し合いとかは、特に契約時にさかのぼるんでしょうけれども、なかったのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（遠藤稔雄君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（今野博行君） こちらのほうからお話はしていないと思います。

○議長（遠藤稔雄君） 2番。

○2番（佐々木敏雄君） しつこいようなんですけれども、結局法人格が別団体という考え方であれば、一般社団法人が負債分を抱えるということは、私は違うんじゃないかなと思うんですけれども、当然それは町のほうで何とか処理すべき負債分じゃないかなと思うんですけれども、いかがですか。

○議長（遠藤稔雄君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（今野博行君） 事務方としましては、契約書どおりで考えています。

○議長（遠藤稔雄君） 1番。

○1番（竹中弘光君） 関連で質問しますけれども、私も同じ考えで、前に要は、今は当初始まった3,000万円が前の地域振興公社の中で、ちょっと聞いたのは、その部分に関しては、指定管理の部分の足りなかった部分の補填だという話を聞いたことがあって、それでその部分に関しては、今回一般社団法人設立の際に、その部分は帳消しにしてもいいんじゃないかなというような話をした際に、その部分を振興公社でもらうと税金を払わなくちゃならないからという話でもって延ばしたというような話を聞いているんですけれども、結局その部分といのはどうしても負担になってきている部分というのは否めない部分があるわけです。そして、ないところから取れないという部分は、私もその部分においては、やむなしという部分の考えはありますけれども、ただ、それをいつまでも引きずっても始まらないので、要はその部分を帳消しにして、今後あくまでも指定管理という基準の中で、繰り出しをしないというような方向で繰り出しするときにはもうやめてもらいますよという考えはないのかどうか、もう一度、課長は言えないでしょうか、町長はいかがですかね。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

○町長（大橋信夫君） 私は平成27年の8月にこの職について以来、この問題がついて回っております。議会でも

いろいろ議論いただきました。その3,000万円どうするのやと。その際に今、1番議員のおっしゃったようないわゆるこの問題が表面化する10年ぐらい前からの、私の記憶ですと、当時赤字補填というような形で結構出していたんですよね。それがいつまでも減らないのでこれは貸すんだと、実際には貸すんだという答弁をいただいて、それがずっと尾を引いてきたのかと。その際に、ずっと3,000万円の借金を背負ってきたと。ところが実際にはその当時は3,000万円なかったですよ。もう公認会計士さんに見てもらって、1番議員もその公認会計士さんの報告書を見たかと思いますが、もう運転資金に消えてしまって、その現金はないと。3,000万円の金はないということをお願いしています。かなり当時苦しかったのかなと。その際に、本来であれば、貸したのだから、取らなければならないんですけれども、それを取ることができなかったと。それがずっと3,000万円の借財が残ってきたと。私がこの職についてから、その問題が出てまいりました。たしか平成28年ごろだったと思いますけれども、解決に向けて始まったのが。

その際に、議会の皆さん方と相談いたしましたけれども、かなり議会の方々からご意見をいただきまして、これは取るべきだという意見が強かったと思います。それでこのような処理の仕方になってきたのかなと。仮にいわゆる300万円を返済いただきまして、2,700万円残っているわけですけれども、それを今回いわゆる言葉は悪いですが、なしにするというか、そういった議論を受けて、また別な形で考えざるを得ないかと思いますが、とりあえずは今、先ほど来課長が述べておりますとおり、今の段階では、しっかりとした契約の行為の中でのことであるので、とにかく契約の行為を一応新年度に向けてもしっかりと認識して終わる。そういうような感じですよ。

○議長（遠藤釈雄君） いいですか。ほかにございませんか。10番。

○10番（門田善則君） 関連になりますけれども、私からすると、やっぱりそういう約束事でやっているわけですから、やっぱりそれを守っていただくというのが第一だと思います。

それと先ほど町長の答弁にもあったように、そぐわない会社であったならば、私が決断してやめさせることもあるよということを言っているわけですから、ですから、なぜあの方たちが法人として請け負ったかということなんですよ。要は払えるという見込みがあったから、もっと売り上げを上げて、売り上げが上がれば利益が出るんだから、払えるということでそういう形を請け負ったと思うんですよ。最初から無理だったら、先ほども1番議員も言いましたけれども、そういう話もあったわけです。だから、私としては、やっぱり利益を出していただいて、支払いをしていただくというのが一番だと思うんですが、その辺、町長も同じですか。

○議長（遠藤釈雄君） 町長。

○町長（大橋信夫君） 一応健康文化複合温泉施設ということで、町民の健康を保持するためにつくられたものでありまして、一概に会社を潰すとか、あるいは法人格を取り上げるとか、あるいは契約破棄というふうにまいりませんで、一応経過措置を見ますけれども、やはり経営努力が一番ですね。さっきも申し上げましたけれども、会社ですから、本来経営努力をしても追いつかない部分は、身を削るしかない。そういうような形では思っています。（「了解」の声あり）

○議長（遠藤釈雄君） ほかにございませんか。よろしいですか。

それでは、ここで休憩します。再開は2時15分といたします。

休憩 午後 2時05分

再開 午後 2時15分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（遠藤稔雄君） 再開いたします。

確認します。2款総務費1項総務管理費について質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 次に進みます。

32ページから33ページ、2項町税費、人件費のみでございます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 32ページから33ページ、5項統計調査費について質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 次に進みます。

次に、32ページから37ページになります。

3款民生費1項社会福祉費について質疑ございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 次に進みます。

36ページから39ページ、2項児童福祉費について質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 次に進みます。

38ページから39ページまで、4款衛生費1項保健衛生費について質疑ございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 40ページから41ページになります。

4項医療福祉センター費について質疑ございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 40ページから43ページになります。

5款農林水産業費1項農業費について質疑ございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 次に進みます。

42ページから45ページ、7款商工費1項商工費について質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） それでは、44ページから45ページ、8款土木費1項土木管理費について質疑ございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） それでは、44ページから47ページに進みます。

2項道路橋りょう費について質疑ございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） それでは、46ページから49ページになります。

3項都市計画費について質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） それでは、48ページから49ページになります。

4項の住宅費について質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 次に進みます。

9款消防費1項消防費について質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） それでは、50ページから51ページ、10款教育費1項教育総務費について質疑ございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） それでは、50ページから53ページ、2項小学校費について質疑ございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） それでは、52ページから55ページになります。

3項の中学校費について質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 次に、54ページから55ページになります。

4項の幼稚園費について質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） それでは、54ページから57ページになります。

5項の社会教育費について質疑ございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 56ページから59ページになります。

6項の保健体育費について質疑ございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） それでは、58ページから59ページまでの12款公債費1項公債費について質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を集結いたします。

4番。

○4番（稲葉 定君） 動議を提出します。

動議はただいま上程されております議案第20号 平成30年度涌谷町一般会計補正予算（第7号）に対し、地方自治法第115条の3及び会議規則第13条第1項の規定により、修正案を出したいと思っております。

○議長（遠藤稔雄君） ただいま動議出されましたけれども、これに対する賛成者を確認します。

賛成者おりますか。

ただいま賛成者がございましたので、12分の1以上となりますので、ただいまの4番議員から議案第20号 平成30年度涌谷町一般会計補正予算（第7号）に対する修正の動議が提出されました。

この動議は、ただいま確認しました賛成者がおりますので、成立いたしました。

それでは、議発第4号ということになります。

議案第20号 平成30年度涌谷町一般会計補正予算（第7号）に対する修正案を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題としたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 異議なしと認めます。よって、議発第4号 平成30年度涌谷町一般会計補正予算（第7号）に対する修正案を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題とすることに決しました。

暫時休憩いたします。再開は2時45分ですが、遅れないようお願い申し上げます。

休憩 午後 2時21分

再開 午後 2時45分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（遠藤稔雄君） 再開いたします。

ここで本日3月11日は、ご案内のように東北地方を中心とした未曾有の被害をもたらしました東日本大震災発災から8年を迎えることとなっておりますので、この震災で犠牲になられました皆様方に議会として、また会場の皆様として、そのご冥福をお祈りしたいと思いますので、ご協力をお願い申し上げます。

ご起立願います。

それでは黙禱をお願い申し上げます。黙禱。

〔黙禱〕

○議長（遠藤稔雄君） お直りください。ありがとうございました。

先ほど動議提出されましたが、今議会運営委員会でその修正案を見ますと、修正案の要旨はわかりましたけれども、修正予算案としての形が整わないように思っておりますので、その辺あたりもございまして、どのように取り計らうか、このままそれをもって皆様にご判断をいただくか、いろいろ迷うところがございますが、このことに関して、何かご意見ありますか。なければ採決してまいりますけれども、10番。

○10番（門田善則君） 提出者を代表して言いますが、当初、私の考えも歳入だけだと思っておりましたが、提出者から歳出までの金額の訂正がございましての提出でした。そして、歳出については、当日資料を配付されて、その中でルール分の歳出であるというふうな説明がございました。提出者としては、それがルール分であるかということ存じ上げなく提出してしまったということになります。

そこで、議長にお願いなのですが、修正の修正をかけたいというふうに考えますので、本日の会議はこの程度とどめ、休会していただき、あす再度提出したいと思いますのですが、いかがでしょうか。

○議長（遠藤稔雄君） 議事進行に関する動議と見なしまして、その動議が出されました。それで、皆様にお諮りいたしますが、きょうの日程は13日程、そして先ほどの追加日程とありますけれども、きょうの審議をこの程度にとどめて、あすに延会したいということでございますけれども、お諮りしたいと思います。

ただいま10番が出されました動議に対して、賛成の諸君の挙手お願い申し上げます。

〔賛成者挙手〕

○議長（遠藤稔雄君） それでは、賛成多数ということでございますので、本日の会議はこの程度にとどめて、あすに延会したいと思います。

なお先ほどの提出者に対しては、これから説明を求めることとなりますので、それに耐えられるように、しっかりと修正案を整えていただきたいと思います。

◇

◎延会について

○議長（遠藤稔雄君） それでは、本日の会議はこの程度にとどめたいと思います。本日はこれをもって延会としたいと思います。ご異議ございませんね。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） それでは、異議なしと認めます。本日はこれをもって延会することに決しました。

◇

◎延会の宣言

○議長（遠藤稔雄君） 本日はこれで延会いたします。

延会 午後 2時50分